

MASTERS PLAN

榛東村都市計画 マスタープラン

—— 都市計画に関する基本的な方針 ——

Shinto

平成18年3月

榛 東 村

ごあいさつ

21世紀を迎え、我が国の政治・経済を取り巻く環境は、少子高齢化や高度情報化の時代、市町村合併などの広域行政が求められ、大きく変わろうとしております。

このような時代の変革の中にあって本村は、豊かな自然に恵まれ、県都前橋市、商都高崎市に近接した地理的好条件や広域道路交通網の整備、地域開発が進み人口が増加してきております。

このような社会潮流の中、環境問題への意識の高まり、住民の価値観やライフスタイルの多様化などむらづくりに新たな課題がもたらされました。こうした変化を見据えながら、新たな村政運営の指針として『第5次榛東村総合計画』を策定し、この中においてむらづくりの基本目標を示しました。

この総合計画の基本目標に即し、本村における都市の将来像や土地利用の基本的な方向性を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、都市づくり及び都市計画を長期的、継続的に先導する役割、めざすべき将来都市像を具体的に示す、住民参加による都市づくりの出発点そして、具体的な都市計画の決定や都市づくり事業の指針とするために『榛東村都市計画マスタープラン』の策定を行いました。

今後は、この『マスタープラン』を指針として【豊かさを実感する夢と感動を創造する村・榛東】を将来都市像とし積極的に取り組んで行きたいと考えております

終わりに、策定委員会の皆様をはじめ、むらづくり協議会、アンケート調査及び行政懇談会において貴重なご意見を賜りました村民の皆様並びに関係機関に心より感謝申し上げましてごあいさつとさせていただきます。



平成18年3月

榛東村長 真 塩 卓

目 次

序 章 都市計画MPの概要

1. 計画策定の目的	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の役割	5
4. 計画の目標年次と対象区域	5
5. 計画の構成	6

第1章 都市づくりの課題

1. マスタープラン策定の視点	9
2. 現況と特性	11
3. 都市づくりの視点	14
4. 都市づくりの課題	15

第2章 都市づくりの理念

1. 都市づくりの理念	21
2. 将来都市像	21
3. 都市づくりの基本目標	22
4. 計画フレーム	23
5. 将来都市構造	24

第3章 全体構想

1. 土地利用に関する方針	29
2. 都市施設整備に関する方針	33
3. 都市環境形成に関する方針	43

第4章 地域別構想

1. 地域別構想の考え方	49
2. 地域別地域づくりの方針	51

第5章 計画実現の方針

1. 都市づくりの推進方策	57
2. 農地・緑地・水辺空間の保全方策	59
3. 住民参加の仕組みづくり	60

参考資料

資料1 榛東村都市計画審議会答申	65
資料2 榛東村都市計画審議会名簿	66
資料3 総合計画・都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	67
資料4 榛東村むらづくり協議会設置要綱	68
資料5 榛東村むらづくり協議会名簿	69
資料6 総合計画・都市計画マスタープラン策定経過	70
資料7 榛東村の現況	72
資料8 住民意識調査結果	87

序 章

都市計画MPの概要

1. 計画策定の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の役割
4. 計画の目標年次と対象区域
5. 計画の構成

1. 計画策定の目的

「榛東村都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、上位計画である第5次榛東村総合計画を踏まえ、榛東村における都市の将来像や土地利用等の基本的な方向性を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、本村の都市づくりの総合的な指針とすることを目的としています。

※都市計画法第18条の2：

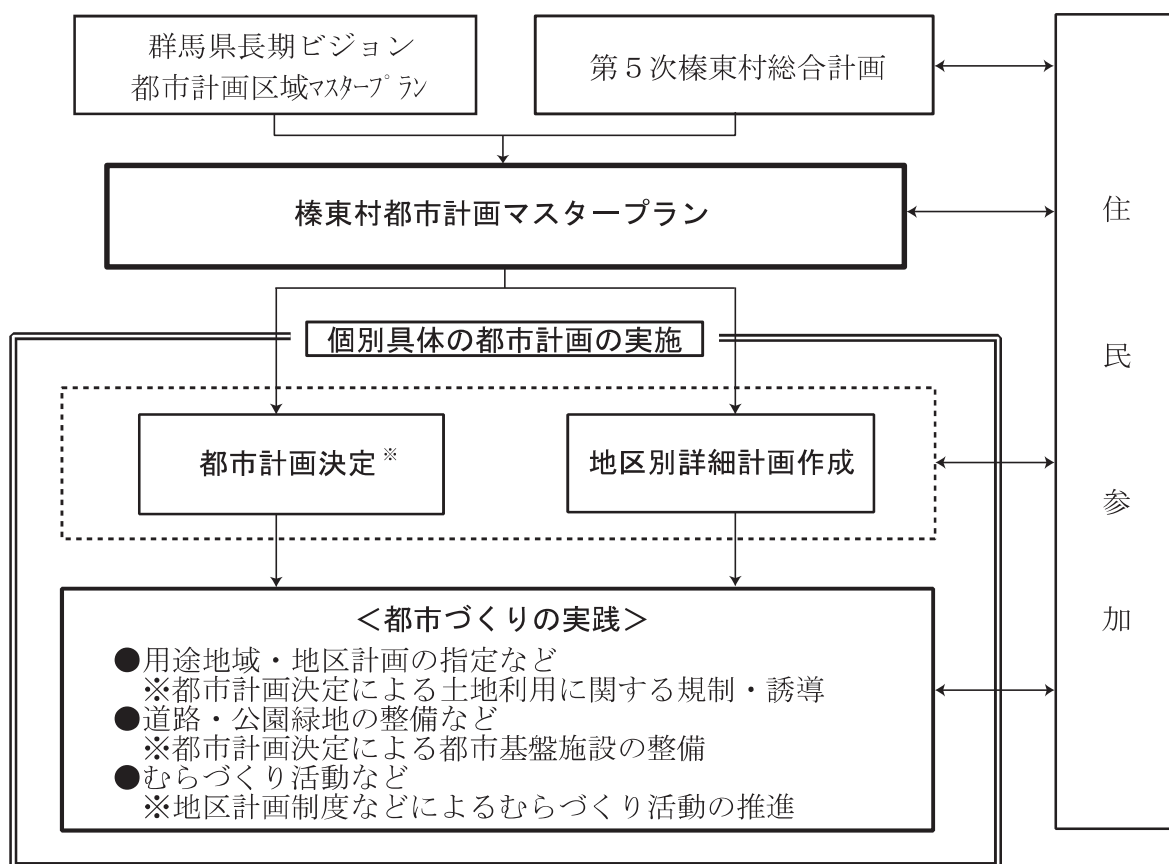
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 計画の位置づけ

榛東村都市計画マスタープランは、上位計画や関連計画を踏まえ、都市づくりの具体的なビジョンを確立するとともに、都市の将来像や地域の課題に応じた整備方針を総合的に定めたものです。

●榛東村都市計画マスタープランの位置づけ



※都市計画決定：

都市計画を一定の手続きにより決定することであり、都市計画の決定権者は原則として県知事又は市町村となっている。都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に関係する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

3. 計画の役割

榛東村都市計画マスタープランの役割は、大きく次の3点になります。

- めざすべき将来都市像を具体的に示します

村全体及び地域ごとのめざすべき将来都市像及び目標を明示することにより、都市づくりに対する住民の理解と参加を促進します。

- 住民参加による都市づくりの出発点とします

住民と行政、事業者が明確な目標となる将来都市像を共有することにより、住民参加による都市づくりの出発点とします。

- 具体的な都市計画の決定や都市づくり事業の指針とします

都市計画の決定や都市づくりに関連する行政施策の展開に対して、総合的な調整を図るための指針とします。

4. 計画の目標年次と対象区域

榛東村都市計画マスタープランは、都市づくり及び都市計画を長期的・継続的に先導する役割を有していることから、目標年次は概ね20年後の平成37年(基準年次：平成17年)とします。

また、都市計画マスタープランの計画対象区域については、都市計画区域となっている榛東村全域(2,794ha)を対象としています。

5. 計画の構成

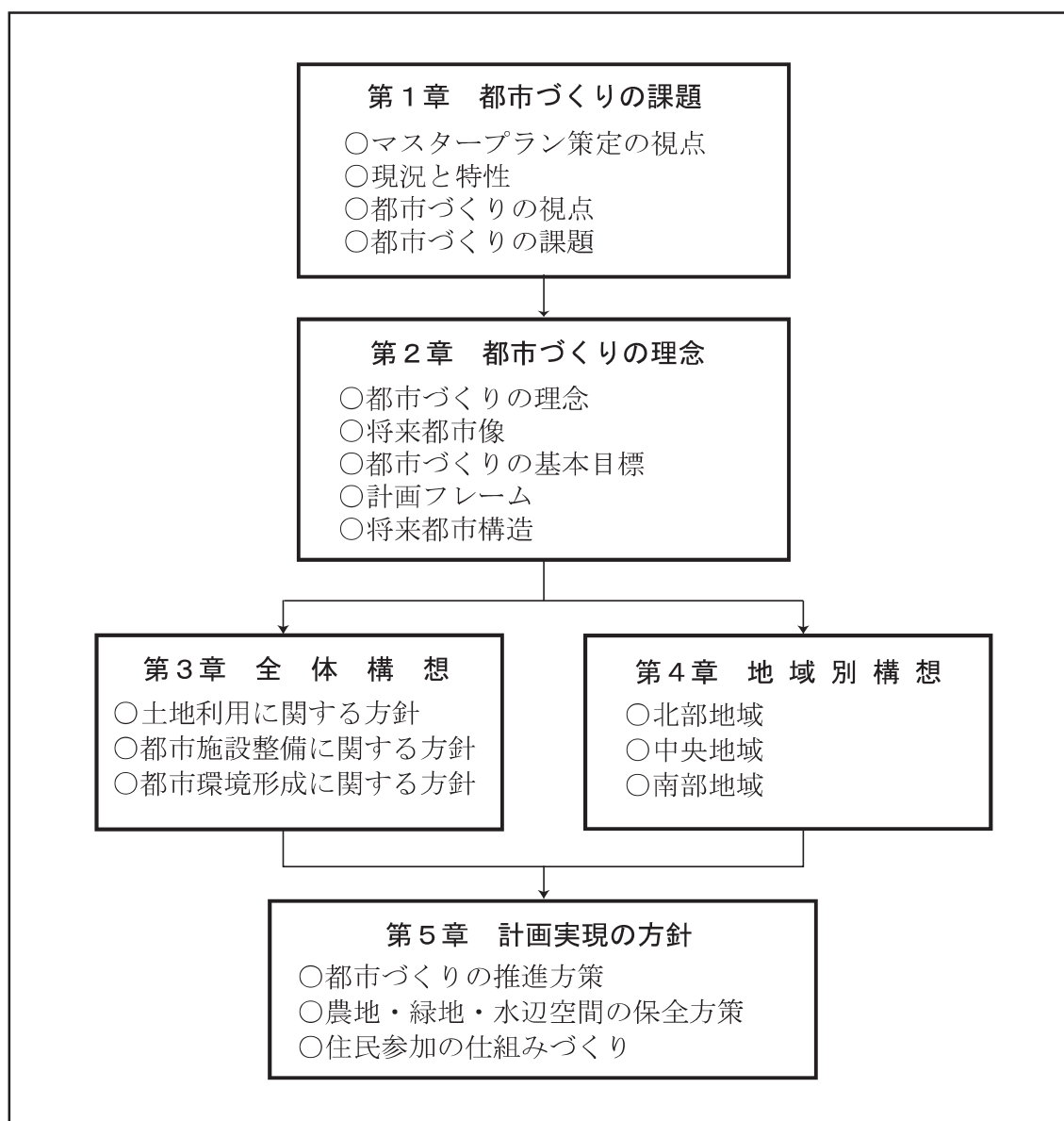
榛東村都市計画マスタープランは、大きく「全体構想」、「地域別構想」及び「計画実現の方針」から構成されています。

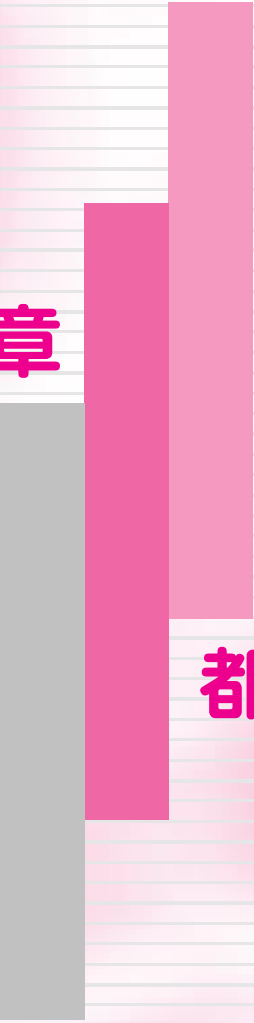
「全体構想」では、本村の現況、上位計画等を把握し、都市づくりに関する問題点や課題について整理を行い、将来に向けた都市づくりの理念や基本目標などを明確にしたうえで、全村的な都市づくりに向けた整備方針を示しています。

「地域別構想」では、都市計画区域を3つに区分したうえで、各地域ごとにそれぞれの地域づくりの目標と整備方針を示しています。

また、「計画実現の方針」では、全体構想及び地域別構想に示された整備方針を実現していくための基本的な取り組みについて示しています。

●榛東村都市計画マスタープランの構成





第1章

都市づくりの課題

1. マスタープラン策定の視点
2. 現況と特性
3. 都市づくりの視点
4. 都市づくりの課題

1. マスタープラン策定の視点

我が国の政治・経済を取り巻く環境は、少子高齢化や高度情報化といった時代の潮流の変化により、大きく変わろうとしています。

こうした時代の変化に対応していくためには、これらのネットワーク社会にふさわしい地域社会の仕組みづくり、高度な情報や技術を持つ研究開発系企業の誘致や次世代型サービス産業の育成など、新たな視点に立った取り組みが求められています。

(1) 住民参加型むらづくりの推進

近年、NPO等の住民活動の活発化が進み、むらづくりへの積極的な参加が見受けられる。また、地方分権の進展によって市町村が自らの責任において独自のむらづくりを進める環境も整いつつあることから、住民の積極的な参加による都市づくりの推進を図る必要があります。

(2) 少子高齢社会への対応

少子高齢社会の進展による人口構造の変化によって、保健・福祉・医療分野における新たなサービス需要や社会負担の増加が見込まれる社会にあっては、高齢者が安心して生活が送れるような社会、仕事と育児・家事を両立し、生き生きと生活できるような社会の実現が求められています。

このため、すべての人が普通に生活し、快適な暮らしを享受できるようなバリアフリー[※]やユニバーサルデザイン[※]への取り組みを進める必要があります。

※バリアフリー：

都市環境における物理的な障壁や人間の意識や行動等の背景にある心理的な障壁、そして社会的制度における障壁等を取り除くという考え方。

※ユニバーサルデザイン：

まちづくりや商品のデザイン等に関し、誰もが利用しやすいデザインを初めから取り入れておこうとする考え方。

(3) 生活圏広域化への対応

モータリゼーション[※]の進展により、日常生活圏はより広域化する傾向が顕著となっており、この日常生活圏の広域化に対応していくためには、周辺市町との広域的な連携により、日常生活圏の広域化に対応可能な地域高規格道路網や都市計画道路網の形成などを積極的に推進していく必要があります。

※モータリゼーション：

英語で「動力化」、「自動車化」を意味する言葉であり、今日の日本においては、自動車の大衆化、即ち「日常必需品としての自動車の普及」という意味で用いられる。〔出典：フリー百科事典〕

（４）高度情報化への対応

高度情報通信技術の進展により、インターネットを中心とした高度情報化社会の構築が進みつつあり、高度情報化への対応は今後の都市づくりにおいて、都市基盤整備の一環として重要な課題となっています。

このため、デジタルデバイドといった地域間における情報通信格差の発生を防止し、地域全体でIT化の推進を図っていく必要があります。

（５）循環型社会の形成

地球規模での環境問題が大きな社会問題となっている状況下、今後の都市づくりにおいては周辺市町村との連携による環境問題への対応、環境への負荷をできるだけ軽減した循環型社会の形成を推進していく必要があります。

2. 現況と特性

(1) 自然的条件

- 丘陵部は貴重な自然空間である
丘陵部は貴重な緑地資源として、恵まれた自然環境を有している。
- 河川の安全性確保が必要である
丘陵地に位置する本村では、平時の中小河川の水量は少ないものの、降雨時の災害対策として河川改修の推進が必要である。

(2) 歴史的条件

- 農林業を中心として発展してきた
地理的な条件から農林業を中心に発展してきた。
- 都市的な色彩が強まってきている
全国的な都市化の進展を背景に、従来の農林業を中心とした農村社会から、住宅を中心とした都市社会的な色彩を強めている。
- 歴史的資源が多数点在する
重要文化財、史跡、天然記念物などに指定された多数の歴史的文化的資源が点在している。

(3) 人口動向

- 人口は増加傾向にある
人口の伸び率は鈍化傾向にあるものの、依然として増加傾向が続いている。
- 世帯数は大幅な増加傾向にある
世帯数は核家族化の進展により、人口増加以上に高い伸び率で増加傾向が続いている。
- 少子高齢化が進展している
全国的な傾向と同様に老年人口比率が着実に増加する反面、年少人口比率は減少し、少子高齢化が進展している。

(4) 産業構造

- 第3次産業の比重が高まっている
第1次及び第2次産業の低迷により、就業構造における第3次産業の比重が高まっている。

■工場が分散的に立地している

工場は村域全体に分散的に点在し、工場数に比較して製造品出荷額が低く、小規模な工場が多くなっている。

■商業活動は低迷している

近隣市町における大型店舗の出店等により、商業活動は縮小傾向にあるとともに、小規模な小売事業者は、厳しい経営環境にある。

■農林業を取り巻く環境は厳しい

農産物輸入自由化等による価格低迷等から、農家数・農家人口とも減少傾向にあり、農林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。また、農業労働力の高齢化や後継者不足の問題を抱えている。

■観光産業は停滞している

経済動向を反映して、入り込み観光客数は減少傾向にあり、観光産業の停滞化が懸念される。

(5) 土地利用**■農地の宅地への転用が進んでいる**

農地の宅地への転用が進んでおり、農地が減少している。

■土地利用の混住化が進んでいる

農地の宅地化に伴って、農地と宅地が無秩序に分布し、住宅地・農業地・商工業地の混在化が進んでいる。

■村の中心となる地区が形成されていない

農村社会における集落形態は変化しつつあるものの、村の中心となるべき地区が形成されていない。

■土地利用の区分が不明確となっている

用途地域は指定されているものの、用途地域外で無秩序に宅地化が進行するなど、土地利用の区分が不明確となっている。

(6) 都市基盤施設**■主要幹線道路の交通量は増えてきている**

県道など主要幹線道路沿道での沿道型店舗の立地や通過交通の増加により、朝夕のラッシュ時を中心に交通量が増えてきている。

■一般村道は道幅の狭い道路が多い

幹線村道は整備が進められているものの、一般村道は幅員5.0m未満の道幅の狭い道路が多くを占めている。

■都市計画道路は未整備となっている

都市計画道路として「榛東東部幹線」1路線が決定されているが、平成18年度より工事着手（予定）となっている。

- 都市公園は未決定となっている
「創造の森」の整備が進むとともに、「茅野公園」の整備が計画されているが、現時点で都市計画法に基づく基幹的な公園は決定・整備されていない。
- 住宅地周辺での身近な公園整備に着手した
福祉施設の一環として整備された「ちびっこ広場」に代わり、平成15年度から「街区公園」整備事業に着手し、身近な公園整備を進めている。
- 計画的に污水处理施設の整備が進められている
合併浄化槽の設置、公共下水道・農業集落排水事業の整備が計画的に進められている。
- 用排水路の汚れが目立っている
污水处理及び土地利用との関係から用排水路の水質悪化が進んでいる。

(7) 生活環境施設

- 教育施設・福祉施設は整備が完了している
教育施設及び福祉施設は十分に整備されているものの、医療施設及び文化施設は不十分な状況にある。
- 公共交通機関は不十分となっている
公共交通機関(バス)の運行本数及び利用者の減少により利便性が低下している。

3. 都市づくりの視点

本村の現況特性を踏まえた上で、社会経済情勢の変化、生活者の価値観や生活様式の変化、全国的なまちづくりの動向、都市づくりに関する計画論的観点などから、今後20年間における本村での都市づくりにあたって考慮すべき視点として次の5点を設定します。

(1) 均衡ある都市づくり

都市的な色彩が強まっている本村において、都市的な活動に最低限必要となる住・商・工などの都市機能及び都市施設が確保された「均衡ある都市づくり」を進めていくことが求められています。

(2) 個性ある都市づくり

本村の自立性を高めるとともに、そこに住んでいることの誇りを高める観点から、恵まれた自然環境をはじめとする地域特有の資源を活かしながら「個性ある都市づくり」を進めていくことが求められています。

(3) 安全・安心な都市づくり

地震や風水害・火災等の災害発生、さらには事故や犯罪に対して、安心して生活を営むことができる「安全・安心な都市づくり」を進めていくことが求められています。

(4) 生活者優先の都市づくり

人々の日々の営みを基本に捉え、生活者がゆとりと快適さを持って暮らせ、活動できる「生活者優先の都市づくり」を進めていくことが求められています。

(5) 活力に満ちた都市づくり

農業、工業、商業、観光といったそれぞれの産業の振興を促進し、「活力に満ちた都市づくり」を進めていくことが求められています。

以上に示したそれぞれの視点から、本村の都市づくりに関する課題を整理すると次のようになります。

4. 都市づくりの課題

(1) 都市化の進展に対応した合理的な土地利用の実現

都市的な色彩が強まる中で、農地の宅地化に伴う住宅地・商業地・工業地等の宅地の混在化を防止するとともに、森林に代表される豊かな自然環境との調和を図り、都市化の進展に対応した合理的な土地利用の形成を目指していく必要があります。

(2) 都市の骨格を形成する都市基盤施設整備の推進

都市としての利便性や快適性を高めていくためには、都市の骨格を形成する根幹的な基盤施設の整備を推進していく必要があります。特に、県道をはじめとする主要幹線道路、都市計画道路、公共下水道等の整備を推進するほか、基幹的な公園緑地の整備を推進していく必要があります。

(3) 豊かさを実感できる良好な居住環境の形成

用途地域に基づき住宅・商業・工業等の適切な配置を誘導するとともに、住宅が集積する区域においては、良好な居住環境を保護・育成するため、住宅地内の生活道路の整備や身近な公園や広場の整備など、質の高い居住環境の形成を目指していく必要があります。

(4) 自然環境の保全と自然環境の有効活用

丘陵部に代表される豊かな自然環境は、積極的に保護・保全していくことが必要です。

また、これらの自然環境の保全を前提として、癒しの空間として自然とふれあうことができるように活用を図っていくことも必要です。

さらに、(仮称)「榛東村環境基本計画」との連携により、環境への負荷を少なくし、循環を基調とする社会経済システムを構築することにより、自然環境との共生をめざしていく必要があります。

（５）優良農地の保全と遊休農地の有効利用

農地は生産基盤としてだけでなく多様な機能（環境、防災、交流等）を有しており、優良な農地を中心に保全を図っていく必要があります。

また、農地の遊休化を防止するためには、貸農地としての利用も含め有効活用について検討していくことも必要です。

（６）住宅集積地における防災性・防犯性の向上

住宅が集積する地区においては、道幅の狭い道路の解消、建築物における不燃化の促進を図るとともに、自家でのゴミ焼却の禁止、空地における除草の徹底などを図り、火災等に対する防災性を高めていく必要があります。

また、街路灯（防犯灯）の整備等を通じて、夜間における事故や犯罪の発生を未然に防止するなど、村全体での防犯性を高めていく必要があります。

（７）国土保全対策及び災害防止対策の推進

自然災害の発生を防止するため、国土保全対策の充実を図るほか、合併浄化槽、公共下水道及び農業集落排水事業との連携による水質浄化や多自然型工法[※]による親水性の確保に配慮した河川改修の推進を図り、安全性とともに親しみの持てる自然環境空間を形成していく必要があります。

※多自然型工法：

従来の河川改修における3面張の工法に対し、自然景観や、植生に配慮した工法で、工法については、施工の必要な河川の状況により異なる。

（８）人に優しい都市づくりの推進

高齢者や障害者はもちろんのこと、誰もが安心して暮らし活動できる、人に優しい都市づくり（バリアフリー化）を進めていく必要があります。

特に、「安全・安心な都市づくり」との関係から、道路における歩行者空間の充実を図っていく必要があります。

（９）快適性を重視した生活環境施設の整備

生活道路をはじめとする身近な生活環境施設は、単に整備するだけでなく利用者にとっての快適性を重視するなど、生活者優先の視点に立った質の高い生活環境施設として機能の充実を図っていく必要があります。

(10) 交流活動を支援する環境づくりの推進

都市化が進展する中で単に「住む」という側面を考慮するだけでなく、地域の人々や来訪者との交流を大切に、村民と村民、村民と来訪者が相互にふれあうことができる場の充実など、生活者としての交流活動を積極的に支援する環境づくりを進めていく必要があります。

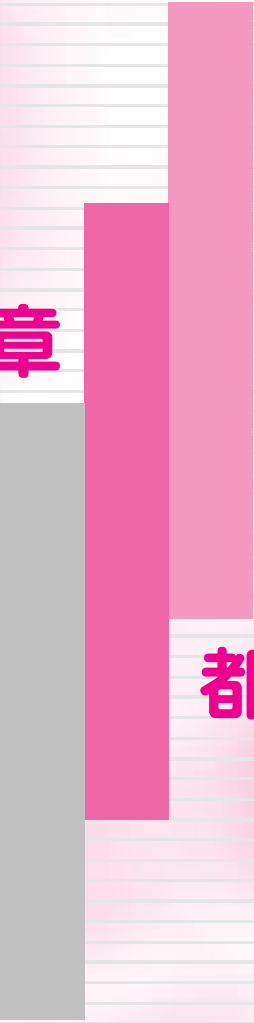
(11) 産業活性化のための基盤づくり

農業…首都圏に対する重要な食糧供給地として、特産品の開発や優良農地の集積・確保を進め、農業経営の安定化と後継者の育成を図っていく必要があります。

工業…工業用地の整備により工業機能の充実を図るとともに、地域の特性に合った企業誘致に努め、新たな就業の場を創出していく必要があります。

商業…大型店舗の誘致や個別店舗の近代化等を含め消費者の多様なニーズに対応できる魅力的な商業環境の形成を図っていく必要があります。

観光…恵まれた自然環境を活かした質の高い観光レクリエーション機能を創出するとともに、既存産業との融合化により観光産業の強化を図っていく必要があります。



第2章

都市づくりの理念

1. 都市づくりの理念
2. 将来都市像
3. 都市づくりの基本目標
4. 計画フレーム
5. 将来都市構造

1. 都市づくりの理念

21世紀は、社会潮流で見てきたような様々な変化が予想されますが、中でも人々の価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ、そして地球環境問題への意識の高まりを背景に「開発主導」から「環境共生主導」へ、また、少子高齢社会に対応して子育て環境や高齢者が安心して生活できる環境づくりなどが要請される「人にやさしい社会」へとといった心の重視、環境の重視、人の重視が強く求められています。

そこで、本計画においては、こうした社会の潮流や本村の位置的条件、さらには上位計画である第5次榛東村総合計画との整合性等を総合的に勘案し、将来に向けた都市づくりの基本理念を次のとおりとします。

『村民と共に歩むパートナーシップによる都市づくり』

- ◆村民主役：村民と行政の協働による村民が主役の都市づくりの推進
- ◆環境共生：豊かな自然環境との共生を前提とした都市づくりの推進
- ◆相互扶助：相互扶助の精神に基づいた人に優しい都市づくりの推進

2. 将来都市像

本村は、豊かな自然環境の中で環境との共生を前提に、周辺市町との連携を図りながら、にぎわいと活力に満ち、伝統的文化とコミュニティを育む自立性の高い「村」の実現を図っていくことが期待されています。

こうしたことから、これまでのむらづくりの経緯を踏まえるとともに、先に示した都市づくりの基本理念に基づく将来都市像を次のとおりとします。

“豊かさを実感する夢と感動を創造する村・榛東”

－ 村民の知恵と協働による自立した村－

3. 都市づくりの基本目標

将来都市像に示した「豊かさを実感する夢と感動を創造する村・榛東」の実現をめざして、村民と共に歩むパートナーシップの都市づくりを積極的に推進するため、次の4つの基本目標を定めます。

(1) 永住環境の創造

「村」は、住民の生活と生業の場として、快適で、安全で、健康で、便利で、楽しく、誇りと愛着をもてる環境であるべきです。

誰もが安心して永く住み続けられるよう、周辺地域でいちばん暮らしやすい魅力あふれる村をめざして、豊かで質の高い永住環境を創造する都市づくりを進めます。

(2) 魅力個性の創造

「村」の個性は、村内にあふれる資源を活かしながら、未来への可能性を追求することにより、魅力あふれる資源として継承されていきます。

ゴミのない美しい村の実現、さらには村の活力の源泉となる産業の活性化などにより、榛東村らしい魅力個性を創造する都市づくりを進めます。

(3) 環境共生の創造

緑豊かな森林や美しい田園風景は、村に託された大きな地域資源であり、これらの地域資源を保全・活用するため、緑に代表される自然環境を創出するほか、資源リサイクルなどの環境対策の強化を図り、環境との共生を創造する都市づくりを進めます。

(4) 住民参加の創造

都市づくりを進めるためには、長期的な視点に立って、住民と行政が協力し合うことが重要です。

このため、対話と協調を基本にお互いを尊重して支え合い、助け合いながら、全ての住民が躍動する生き生きとした都市づくりを進めます。

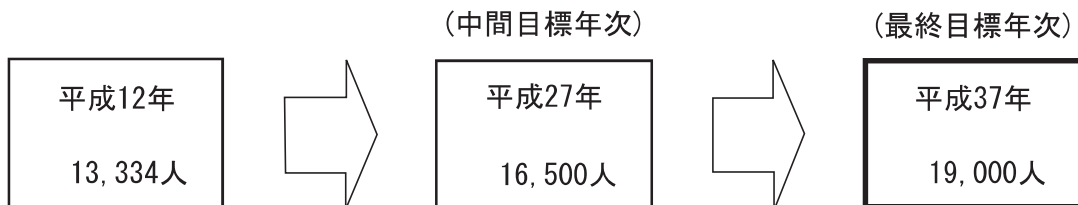
4. 計画フレーム

(1) 人口フレーム

本村の人口は、これまで比較的高い伸び率での増加傾向が続いており、交通条件の向上を背景とした周辺市町からの転入により、引き続き増加傾向が続いていくものと想定されます。

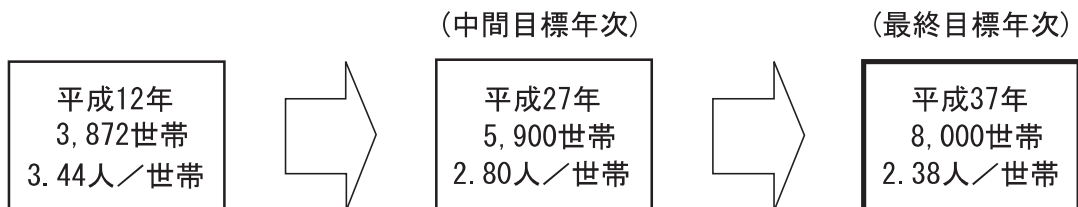
こうした人口における特性を考慮した上で、目標年次(平成37年)における人口を19,000人、世帯数を8,000世帯と想定します。

【将来人口】



資料：国勢調査

【将来世帯数】



資料：国勢調査

(2) 土地利用フレーム

人口フレームの想定に基づき、世帯数の増加に対応して新たに必要となる住宅用地を約70ヘクタールと想定し、農地や平地林の維持保全を図りながら確保します。

	住宅系土地利用面積	総面積に対する割合
平成14年(実績値)	140ha	5.0%
平成37年(推計値：目標年次)	210ha	7.5%

注：総面積＝2,794ha

資料：平成14年は都市計画基礎調査による

5. 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

榛東村が、将来都市像に示した「豊かさを実感する夢と感動を創造する村・榛東」として発展を遂げていくためには、都市づくりのテーマとしての4つの基本目標を達成していくことが必要となります。

特に、「永住環境の創造」や「魅力個性の創造」「環境共生の創造」については、将来における村の空間的なあり方を明確にしておくことが重要となります。

こうした認識のもと、榛東村においては現在の土地利用や幹線道路網を基本としながらも、都市化の進展に対応した土地利用方針に基づく住宅地・商業地・工業地等の合理的な配置を検討した上で、都市の核となる拠点地区の形成、都市の骨格を形成する交通軸の整備などにより、生活者や来訪者の利便性や快適性を重視した都市構造を構築していくこととします。

(2) 都市拠点

①中心拠点

新たに建設整備される役場庁舎周辺区域においては、新たに必要となる公共公益施設や業務関連施設の立地を誘導し、業務系機能を核とした本村における中心拠点の形成をめざします。

②生活拠点

主要地方道高崎渋川安中線の沿道区域は、既存の商業業務施設等に加え日常的な商業・サービス施設等の立地を誘導し、人々が集まり交流するための施設や場を充実させ、利便性の向上とともに快適性の感じられる生活拠点の形成をめざします。

③商業拠点

都市計画道路榛東東部幹線(高崎渋川線バイパス)沿道区域においては、新たに沿道型商業・サービス施設等の立地を誘導し、広域的な商業拠点の形成をめざします。

④工業拠点

一般県道新井榛名線付近に分布する既存の工業地については、農林業との調整を図りつつ、環境保全に配慮した工業拠点の形成をめざします。

⑤レクリエーション拠点

「しんとう総合グラウンド」や「ふるさと公園」周辺の観光果樹園が盛んな区域については、農業振興とともに観光・レクリエーション機能の強化を図り、地域住民及び来訪者が憩い集える広域的なレクリエーション拠点の形成をめざします。

⑥自然環境保全エリア

榛名山中腹から山頂方向にかけての斜面地を自然環境保全エリアとして、良好な自然環境を保全し開発を抑制するほか、地域住民をはじめ都市生活者が豊かな自然と触れあうことができる場として自然環境の適切な活用を図ります。

(3) 交通軸

都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の将来像を目標として定めるものですが、道路計画についてはさらに長期的な展望に立ってその必要度や整備の緊急度を検討する必要があります。

また、道路は単に交通条件の改善を目指すだけでなく、土地利用の誘導、市街地の安全確保等まちづくりの基盤となる施設であることを念頭に置きその整備計画を策定する必要があり、都市構造の骨格を構成する交通軸を次のとおり想定します。

①広域幹線軸

広域幹線軸は、広域的な連絡を強化するとともに、市街地の骨格を形成する道路であり、主要地方道高崎安中渋川線、榛東東部幹線(高崎渋川線バイパス)を位置づけ、道路整備の推進を図ります。

また、構想路線となっている(仮称)上毛大橋延伸道路についても広域幹線軸として位置づけ、整備構想の具体化を推進します。

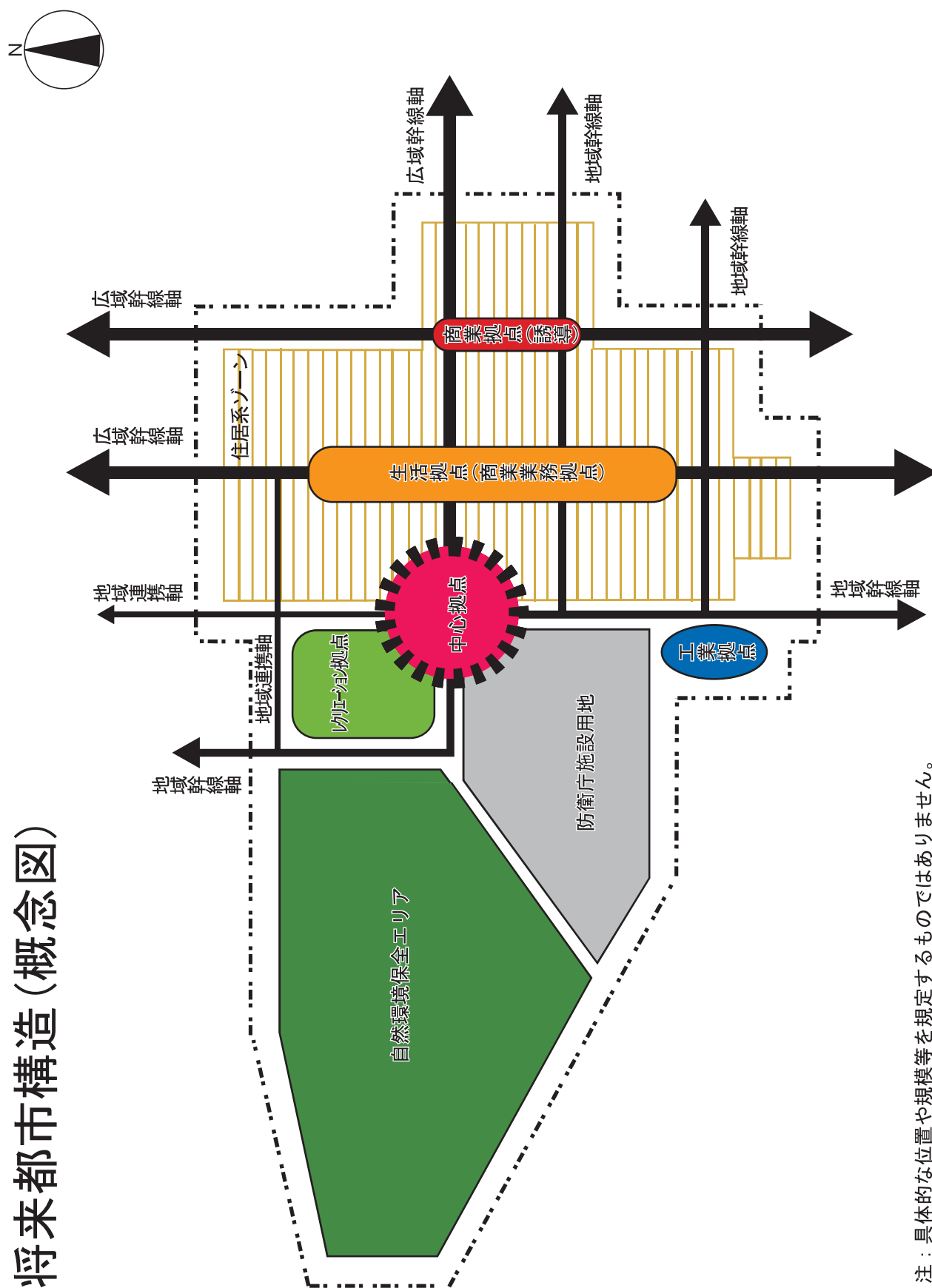
②地域幹線軸

地域幹線軸は、広域幹線軸を補完しながら、地域住民の日常生活における利便性の向上に対して基軸となる道路であり、一般県道新井榛名線、一般県道水沢群馬線、一般県道南新井前橋線を地域幹線軸として位置づけ、道路整備の促進を図ります。

③地域連携軸

本村における交流人口の回遊や地域住民の生活利便性の向上に供する補助的な幹線道路として新規の路線を含む主要な幹線村道を位置づけ、その整備を図ります。

将来都市構造(概念図)



注：具体的な位置や規模等を規定するものではありません。



第3章

全体構想

1. 土地利用に関する方針
2. 都市施設整備に関する方針
3. 都市環境形成に関する方針

1. 土地利用に関する方針

(1) 基本方針

①秩序ある土地利用の規制誘導

都市的な土地利用に対する需要の増加に適切に対応するため、土地利用に関する既定計画や開発指導要綱等に基づき、地域特性に応じた適切な規制誘導を図るなど、秩序ある合理的な土地利用の実現をめざします。

②環境共生型土地利用の推進

自然環境や周辺環境との調和を重視し、環境に負荷を与えない土地利用を推進するとともに、自然景観等における美しさを維持するなど、環境共生型土地利用の推進をめざします。

③自然環境を活用した体験型交流の拠点づくり

本村の魅力である豊かな自然環境を保全・活用するため、環境共生を基本としたレクリエーション拠点やグリーンツーリズム[※]事業の拠点づくりを推進するなど、自然環境及び田園環境と調和する土地利用の実現をめざします。

※グリーンツーリズム：

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、一言で言えば農山漁村で楽しむゆとりある休暇の過ごし方のこと。

④都市計画制度の活用

秩序ある合理的な土地利用の実現や良好な居住環境及び市街地環境の形成を促進するため、用途地域の拡大、特定用途制限地域の指定、地区計画等の導入など、都市計画制度の活用について積極的に検討します。

特に、用途地域の指定されていない住宅地や集落地においては、建物用途の混在や安易な宅地化を防止する観点から「白地地域における建築形態規制」の適正な運用を図るとともに、必要に応じて用途地域の拡大や特定用途制限地域の指定について検討します。

また、良好な居住環境の形成・維持・保全を促進するため、地域住民との合意に基づく地区計画制度[※]の導入について検討します。

※地区計画：

都市計画法に基づき比較的小規模な地区を対象に、それぞれの区域の特性にふさわしい様態を備えた良好な環境を整備し、保全するため、地区居住者の意向を反映して定める計画。

(2) 土地利用別方針

各土地利用については、大きく5つのゾーンに区分した上で、各ゾーン区分に応じた土地利用の方針を次のとおりとします。

<住居系ゾーン>

①住宅地ゾーン

用途地域指定区域及び公共下水道整備区域を中心に住宅地ゾーンとして位置づけ、道路や公園などの公共施設の整備を通じて市街地環境の向上に努めるほか、土地区画整理事業等の推進により防災性の向上と居住環境の改善を図り、ゆとりと潤いの感じられる住宅系市街地の形成をめざします。

②集落地ゾーン

農業集落排水整備区域を主体とする集落地ゾーンについては、田園環境や自然環境との共生や調和を前提にしながら、集落地における生活道路や公園・広場等の計画的な整備により居住環境の改善を進めながら、緑豊かな田園住宅地の形成をめざします。

<商業系ゾーン>

①業務地ゾーン

新たに建設整備される役場庁舎周辺区域においては、新たに必要となる公共公益施設や業務関連施設等の集積を図り、本村での都市的な活動の中心拠点に相応しい魅力を備えた業務地ゾーンの形成をめざします。

②商業地ゾーン

主要地方道高崎渋川安中線の沿道区域については、既存の商業業務施設等に加え商業環境の整備を通じて、地域住民に対する日常的な商業・サービス施設等の立地を誘導し、本村における生活拠点として利便性の向上とともに快適性の感じられる商業地ゾーンの形成をめざします。

また、都市計画道路榛東東部幹線(高崎渋川線バイパス)沿道区域においては、新たに沿道型商業・サービス施設等の立地を誘導し、広域的な商業地ゾーンの形成をめざします。

＜工業系ゾーン＞

既存の工業地について、周辺環境との調和に配慮しつつ工業地としての利便性の向上に努めるほか、一般県道新井榛名線付近に分布する既存工業地については、農林業との調整を図りつつ、環境保全に配慮した工業拠点の形成をめざします。

＜公園緑地系ゾーン＞

「ふるさと公園」「茅野公園」など公園機能の強化を検討し、本村でのシンボリックな公園として拡充整備を推進します。

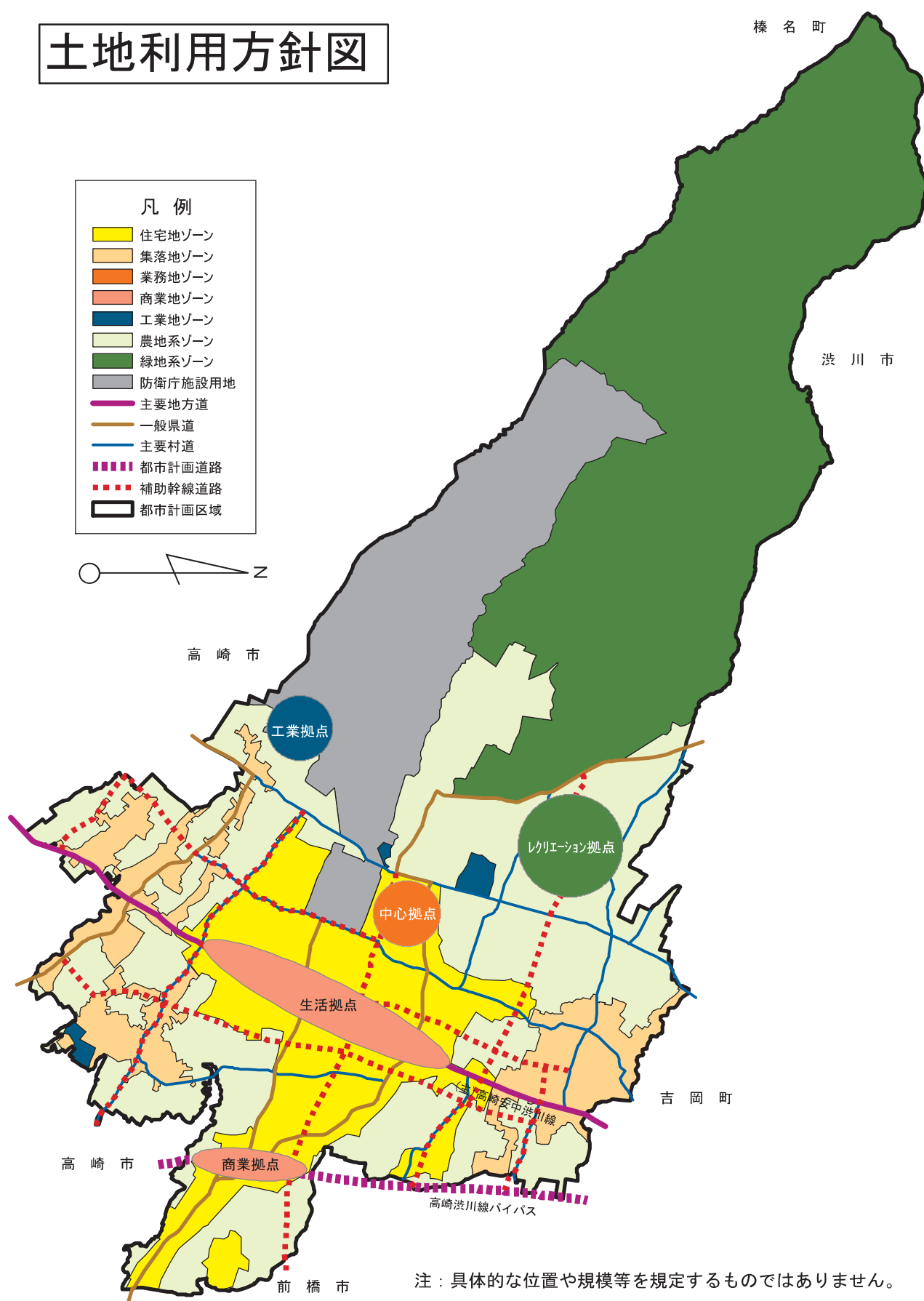
榛名山中腹から山頂方向にかけての斜面地は、豊かな自然環境を維持するため原則として開発を抑制し保全を図るほか、自然環境との共生を前提として広域的なレクリエーション交流ゾーンとして活用を図ります。

＜農地系ゾーン＞

農業振興地域農用地計画に定める優良農地については、田園環境及び田園景観の保全の観点から原則として維持保全を図ります。

まとまりのある遊休農地等については、農地としての荒廃を防止する観点から、観光産業との連携により体験型交流拠点となるグリーンツーリズム事業の拠点として活用をめざします。

土地利用方針図



2. 都市施設整備に関する方針

(1) 道路網の整備方針

将来都市構造を踏まえつつ、下記の基本方針に基づき体系的かつ計画的な道路網の整備を推進します。

<道路整備の基本方針>

- 整備が進められている高崎渋川線バイパスとの連絡性を強化する
- 村内における体系的な道路交通ネットワークを形成する
- 村内における東西方向での道路機能の強化を図る

①主要幹線道路：

隣接市町をはじめ広域的な連絡を強化するとともに、高速交通体系を経由して首都圏と本村とを結ぶ広域的な主要幹線道路として、主要地方道高崎安中渋川線、都市計画道路榛東東部幹線(高崎渋川線バイパス)、(仮称)上毛大橋延伸道路について整備の促進を図ります。

②幹線道路：

主要幹線道路を補完しつつ、村内の主要地区を相互に連絡し、地域住民の日常生活における交通利便性を確保するとともに、市街地における交通処理の骨格となる路線として、一般県道新井榛名線、一般県道水沢群馬線、一般県道南新井前橋線の整備・拡充を図ります。

③補助幹線道路：

本村における交流人口の回遊や地域住民の生活利便性の向上に供する補助的な幹線道路として主要な幹線村道を位置づけるとともに、新たに複数の都市計画道路を計画し、早期の都市計画決定等を図りつつ、道路機能の向上をめざした整備の推進を図ります。

④一般生活道路：

一般村道を中心に通勤・通学や買い物等の地域内の日常生活における生活道路として安全性の向上及び歩道の段差解消等のバリアフリー化に配慮した整備を図ります。

また、幅員の狭い道路については、地域住民の理解と協力の下に、安全性・快適性を重視した道路整備の検討を図るほか、ガードレール、カーブミラー、信号機などの交通安全施設の充実を図ります。

⑤歩行者専用道路：

住宅地及び集落地における歩行による回遊性を高めるとともに、安全で魅力的な歩行空間を確保するため、ウォーキングトレイル事業[※]等による歩行者専用道路の整備を検討します。

※ウォーキングトレイル事業：

国民の歩くニーズに応え、歩くことを通じた健康、福祉活動を支援するとともに魅力ある地域づくりを図るため、生活者がゆとりと潤いを実感できる質の高い歩行者空間を形成する目的で実施される事業。

(2) 幹線・補助幹線道路の整備方針

住宅地ゾーン及び集落地ゾーンにおける道路交通機能を強化するとともに、生活道路ネットワークの骨格を形成する道路として、現道を活用しつつ7路線の幹線・補助幹線道路を計画するとともに、必要性及び緊急性の高い路線については都市計画決定等の検討を行います。

①路線1：(仮称)西帝・清水貝戸線

主要地方道高崎安中渋川線を補完し、本村の北部地域における南北方向での交通機能の強化を図る路線とします。

②路線2：(仮称)反田・下前線

主要地方道高崎安中渋川線を補完し、南北方向での交通機能の強化を図る路線とします。

③路線3：(仮称)宿・八幡線

主要地方道高崎安中渋川線を補完し、本村の南部地域における南北方向での交通機能の強化を図る路線とします。

④路線4：(仮称)金古・広馬場線

既存の主要村道における交通機能の強化を通じて、本村の南部地域における東西方向での交通機能の強化を図る路線とし、併せて高崎渋川線バイパスとの連絡性の強化を図ります。

⑤路線5：(仮称)雛子・北野線

(仮称)上毛大橋延伸道路として、本村の中央部において東西方向での交通機能の強化を図る路線とします。

⑥路線6：(仮称)富沢・大宮線

本村の北部地域において、高崎渋川線バイパスと主要地方道高崎安中渋川線との連絡を強化する路線とします。

⑦路線7：(仮称)冠海戸・十日市線

既存の主要村道における交通機能の強化を通じて、本村の北部地域における東西方向での交通機能の強化を図る路線とし、併せて高崎渋川線バイパスとの連絡性の強化を図ります。

主要道路網整備方針図



(3) 公園緑地の整備方針

公園緑地は、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、コミュニティ活動やスポーツの場としての機能、地域のシンボルとしての機能など多様な機能を有することから、各々の特性を活かした整備を図るものとします。

①環境保全系緑地

榛名山麓の森林は本村の骨格を形成する緑地であり、水源涵養機能や災害防止機能などの面から保全を図ります。

②レクリエーション系緑地

榛名山麓の一部の森林や創造の森については、保健休養機能を活用した自然公園とするとともに、自然を損なわないように散策路やハイキング道を設け、身近な自然とふれあうレクリエーションの場として活用を図ります。

③防災系緑地

ふるさと公園など比較的規模の大きい公園は、広域的な避難地・防災拠点として活用するとともに、街区公園や広場及び学校等を避難場所として活用し、身近な防災拠点の整備・充実を図ります。

④地域公園・ミニ公園

既存の「ふるさと公園」や「茅野公園」をはじめ屋外運動施設などは農林業との調整を図りつつ、地域の特徴を活かしたレクリエーション拠点(地域公園)として整備・拡充を図ります。

また、住宅地や主要な集落地においては、既設の広場等の拡充等を含め日常生活における憩いの場としてのミニ公園の整備を推進します。併せて、歴史・文化施設等と連携した公園ネットワークの形成を図ります。

⑤風致地区

良好な自然環境や歴史的景観を有する地区については、風致地区[※]や緑地保全地区[※]などの指定を検討し、緑地の保全や環境を阻害する建築物の制限等を行い、良好な環境や景観の保全を図ります。

※風致地区：

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持する観点から自然の景勝地や公園・社寺・水辺等の緑地等を条例により指定（10ha以上は県条例）し、建築物の建築などに対する規制を行う制度。

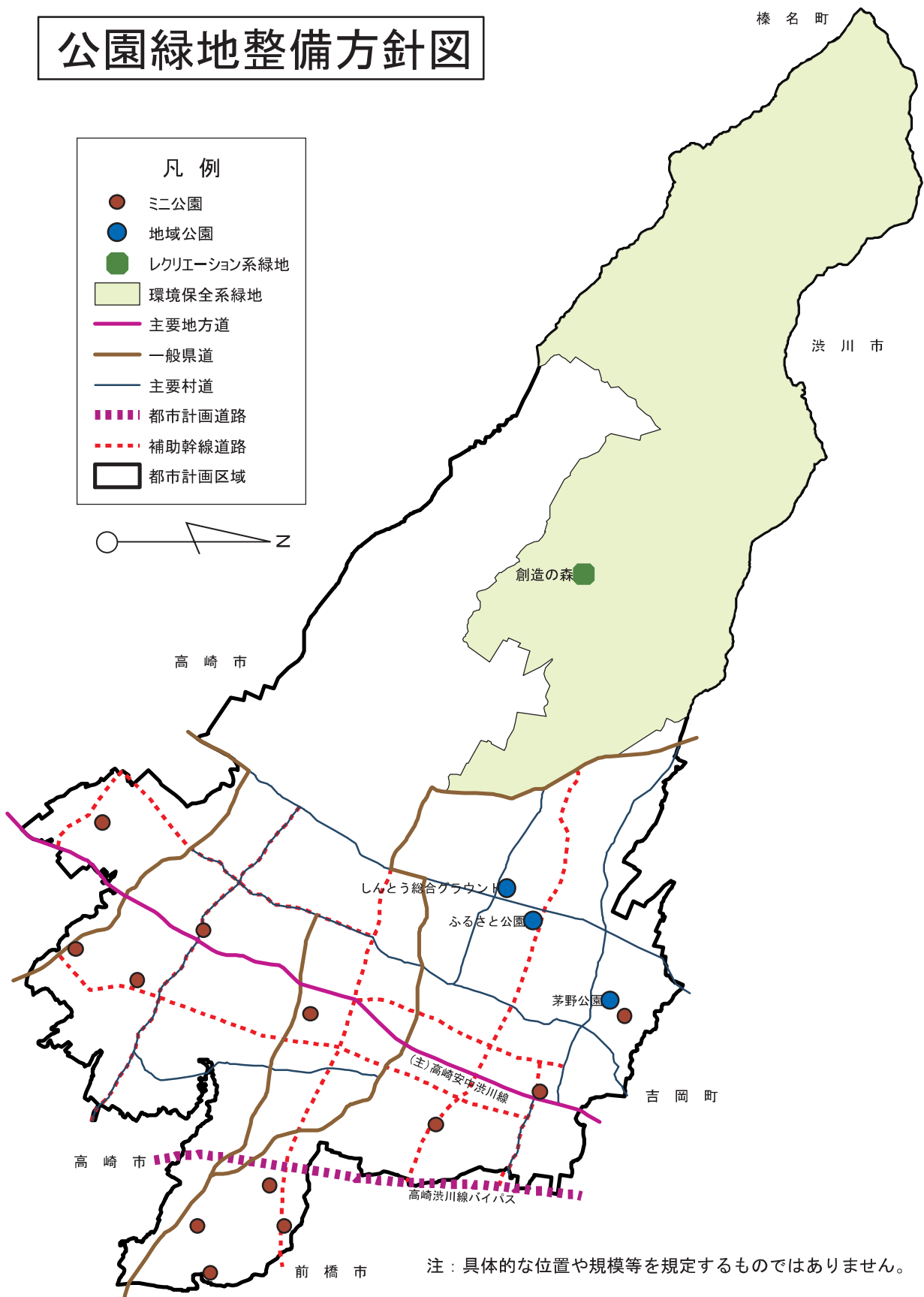
※緑地保全地区：

都市緑地法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内の緑地のうち、風致又は景観が優れている等一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため建築物の建築など一定の行為に対しては知事の許可が必要となる制度。

⑥緑と水のネットワーク

道路における植栽の充実、ウォーキングトレイル事業等による歩行者専用道路の整備、さらには河川や水路における植栽の充実などにより、緑と水のネットワークを形成し、環境共生都市として本村の新たな魅力づくりを推進します。

公園緑地整備方針図



(4) 下水道・河川の整備方針

安全で快適な居住環境の形成を図るため、公共用水域の水質を保全し、良好な水環境を創出するための下水道の整備を推進するとともに、河川の総合的な治水対策の促進を図ります。

①下水道

住宅地を中心に公共下水道の整備を進めているものの、下水道普及率は低水準にとどまっており、引き続き計画的な整備を推進します。

その際、住宅地や集落などの土地利用に応じ、公共下水道や農業集落排水整備事業などを組み合わせることにより、全体としてより効果的な下水道整備の推進を図ります。

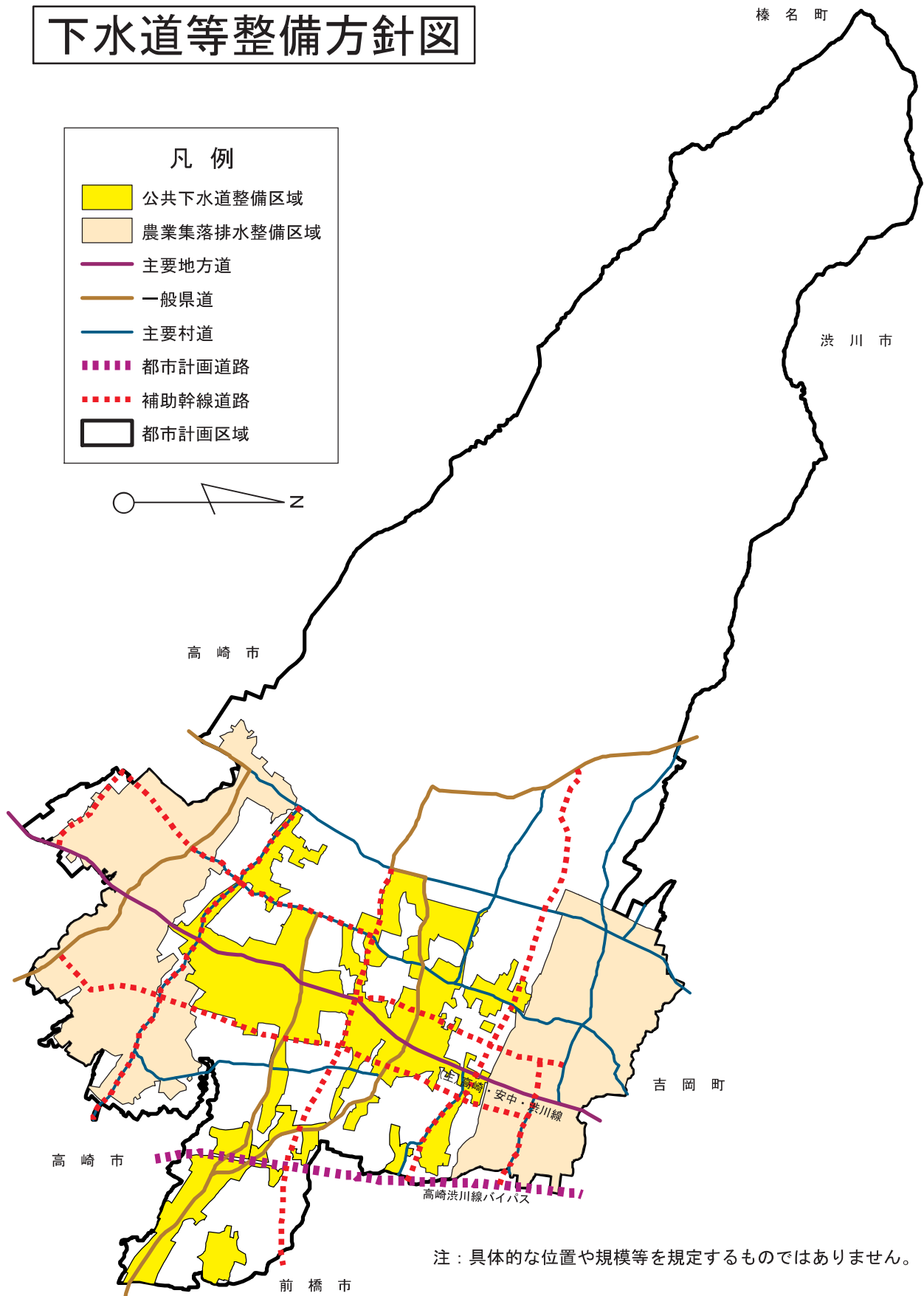
また、公共下水道や農業集落排水整備事業の対象外区域についても、合併処理浄化槽等の設置を推進し、河川等の水質保全に資する効果的な污水处理への対応を図ります。

②河 川

下水道整備による水質保全への取り組みと連携しつつ、治水面・環境面から必要な箇所については、河川整備計画を策定の上、計画的に河川改修など整備の推進を図ります。その際、多自然型工法等に配慮した改修整備を関係機関に要請します。

また、住宅地とその周辺においては、砂防事業などとの有機的な連携を図りながら、安全で親しみのある水辺環境などを維持するための整備を推進します。

下水道等整備方針図



(5) 生活関連施設の整備方針

①教育施設

今後の児童・生徒数の動向に配慮し、地域活動や地域防災の拠点ともなっている学校施設の機能充実を図るため計画的な整備を推進します。

②文化施設

文化活動や生涯学習活動、ボランティア活動など住民の多様なニーズに対応できるよう各種文化施設の充実強化を推進します。

③福祉施設

本格的な高齢化社会を迎え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉を支援する各種施設の充実強化を推進します。

特に、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの採用などバリアフリー化に十分配慮します。

④行政施設

新たに建設整備される役場庁舎については、情報化社会への対応を前提とした庁内LANの構築等によるインテリジェント化を進め、全国レベルでの情報化における格差の解消を図ります。

3. 都市環境形成に関する方針

(1) 緑地環境の保全・活用に関する方針

樹林地や平地林など身近な小規模緑地環境は、都市化の進展等により減少する傾向にあるため、次に示す方針に基づき、身近な小規模緑地環境の保全を図り、緑豊かな環境の維持に努めます。

①「緑地保全計画」の策定

本村の豊かで美しい自然環境及び田園環境を守り、自然環境との調和に十分配慮した土地利用を推進するため、「緑地保全計画」の策定や「緑地保全地区」の指定について検討します。

②「環境基本計画」の策定

循環型社会の構築に向けて、貴重な野生生物等の保護対策を強化し、自然環境への負荷を最小限に抑えるなど、全村をあげて自然環境との共生に取り組むための指針となる「環境基本計画」の策定を推進します。

③樹林地の保全

平地林をはじめとする小規模な緑地環境の保護対策の実効性を確保するため、所有者や地域住民、NPO団体の参加による自主的な緑地の保全・活用への取り組みを促進します。

(2) 地域景観形成に関する方針

美しい地域景観は、日常生活において潤いや安らぎを感じるための要素であり、魅力ある都市づくりにおいては重要な視点です。このため、次に示す方針に基づき、「榛東村らしい」地域景観の形成に努めます。

①「景観基本計画」の策定

「榛東村らしい」魅力的な景観を形成していくため、「景観緑三法」に基づく「榛東村景観基本計画」の策定を検討するとともに、景観づくりに先導的な役割を果たす公共施設等に対して、景観デザイン手法の導入や修景整備など景観形成事業の推進に努めます。

②「景観形成指針」等の制定

「景観基本計画」に基づき、潤いのある地域景観を創造する観点から、タウンカラーの設定等による自然環境と調和する色彩コントロールなど、地域住民との連携を図りながら、景観形成のための官民の役割分担等を示した「景観形成指針」（景観形成のためのガイドライン）等の制定について検討します。

③「地区計画」制度等の導入促進

緑豊かな魅力ある地域景観づくりを展開するため、行政区等の区域ごとに土地所有者などの合意に基づいた「地区計画」制度の導入を促進し、住民参加及び住民主導による魅力ある「家並み景観」の形成を推進します。

④景観づくり推進体制等の確立

個性豊かな優れた景観づくり活動を積極的に展開するためには、住民の理解と参加が重要であり、積極的に住民の意識啓発に努めるほか、推進組織や各種補助制度等を整備し、景観づくりのための総合的な推進体制の確立に努めます。

(3) 都市防災に関する方針

急傾斜地等に関する国土保全対策の充実を図るほか、河川・道路等の整備を通じて災害に強い住宅系市街地を形成するとともに、「榛東村地域防災計画」に基づく防災施設の充実や防災組織の育成を図ります。

①国土保全対策の充実

地すべり防止対策や急傾斜地崩壊対策などの国土保全対策の充実を図るほか、住宅地や集落地での浸水被害を防止するため、河川整備と連携しつつ道路側溝等の排水施設の整備を進めます。

②防災拠点の整備

榛東村地域防災計画との連携により、災害時における避難場所の不燃化・耐震化を進めるとともに、防災拠点として防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の防災施設の充実を図ります。

③避難路・ライフラインの確保

災害発生時の避難路の安全確保を図るため、生活道路の整備による防災ネットワークの確立に努めます。

また、災害時における上下水道・電力施設の機能確保と緊急給水のための予備水源や予備電源設備の確保に努めます。

④建築物における不燃性・耐震性の強化

災害時における被害の拡大を抑制するため、建築物における不燃化及び耐震化を促進するとともに、公共施設における耐震性の向上を図るための対策を推進します。

⑤防災組織の育成

「榛東村地域防災計画」の周知を図るとともに、日常生活における住民の自主的・主体的な防災活動等を支援し、災害に強い地域社会の形成をめざします。

(4) 人に優しい都市環境形成に関する方針

ノーマライゼーション[※]の理念に基づき、高齢者や障害者の全てを含む人々が、社会の一員として経済活動や社会活動に参加できるような人に優しい都市環境の形成が求められています。

このため、次に示す方針に基づき、誰もが生きがいをもって生活できる「人にやさしい」都市環境の形成をめざします。

※ノーマライゼーション：

障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え方。またそれに基づく運動や施策。1960年代に北欧から始まる。出典：（広辞苑）

①バリアフリー化の推進

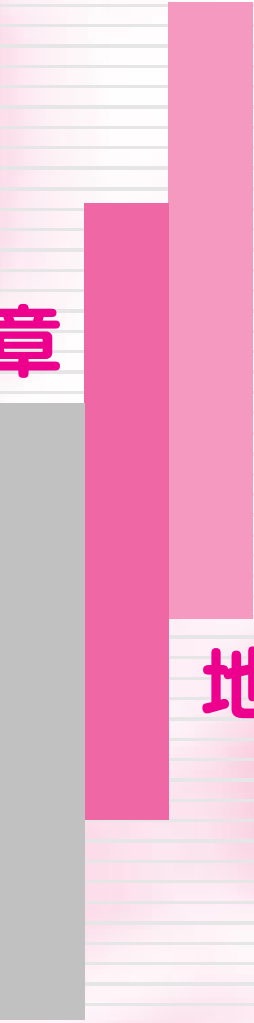
高齢者や障害者が、安全・円滑に日常生活を送れるよう道路や公園、役場などの公共空間を中心にバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者にやさしい都市環境の形成をめざします。

②ユニバーサルデザインの採用

全ての人々が活動しやすい都市とするため、「使いやすさ」「分かりやすさ」を追求し、官民が協働してユニバーサルデザインを採用した都市環境の整備を推進します。

③少子高齢化対策の強化

本格的な少子高齢化社会に対応していくために、若年層の定住対策の強化、共働き世帯に対する育児環境の充実、高齢者の地域内移動を容易にするための交通システムの整備など、少子高齢化社会に対応できるような社会システムの構築に努めます。



第4章

地域別構想

1. 地域別構想の考え方
2. 地域別地域づくりの方針

1. 地域別構想の考え方

地域別構想は、都市づくりの基本目標や全体構想における土地利用の基本方針、都市施設の整備方針及び都市環境の形成方針に基づき、各地域の現況や動向を踏まえて、地域ごとの地域づくりの目標や土地利用の方針、都市施設の整備方針等を定めたものです。

なお、地域別構想の具体的な検討にあたっては、地域住民の自主的な参加による「榛東村むらづくり協議会」を組織し、ワークショップ方式により主体的かつ多角的に検討を行いました。

(1) 地域区分

地域区分は、日常生活圏や地形条件、土地利用の状況等を考慮し、大字単位を基本に3地域に区分します。

なお、陸上自衛隊演習地及び榛名山中腹から山頂にかけての森林地帯は、基本的に保全を図る地域であり、整備目標等を示す地域別構想の検討対象区域から除外するものとします。

地 域 区 分	地域の概況
北 部 地 域	本地域は村の北部に位置し、文化財等の観光資源が比較的多く分布する地域です。
中 央 地 域	本地域は村の中央部に位置し、役場等の公共施設が比較的多く、住宅団地の開発により人口が比較的大きく伸びている地域です。
南 部 地 域	本地域は村の南部に位置し、人口が大きく伸びている地域です。

(2) 地域別現況

①人口及び世帯数

地域別人口では、中央地域が7,988人(56.3%)と最も多く、次いで南部地域の4,410人(31.1%)、北部地域の1,793人(12.6%)となっています。

また、各地域の宅地面積に対する人口密度は、南部地域が39.6人/ha、中央地域が38.7人/ha、北部地域が26.9人/haとなっており、一般的な市街地での人口密度に比べると低密度な住宅地環境にあります。

世帯数については、人口と同様に中央地域(59.0%)、南部地域(29.5%)、北部地域(11.5%)の順となっていますが、世帯人員では北部地域が3.41人で最も多く、次いで南部地域の3.28人、中央地域の2.97人となっており、中央地域での核家族化の進展が著しい状況にあります。

■地域別人口(平成16年3月31日現在：住民基本台帳)

	人 口 (人)	割 合 (%)	人口密度 (人/ha)	世 帯 数 (世帯)	割 合 (%)	世帯人員 (人/世帯)
北 部 地 域	1,793	12.6	26.9	526	11.5	3.41
中 央 地 域	7,988	56.3	38.7	2,689	59.0	2.97
南 部 地 域	4,410	31.1	39.6	1,346	29.5	3.28
合 計	14,191	100.0	36.9	4,561	100.0	3.11

注：人口密度＝宅地人口密度 宅地面積合計は384.3ha(H15都市計画基礎調査)

②土地利用

各地域の土地利用をみると、宅地については中央地域が206.3haで最も多く、次いで南部地域の111.3ha、北部地域の66.7haとなっていますが、宅地面積の割合では中央地域は20%以下となっています。

農地については各地域とも30%以上を占めており、特に南部地域で約50%を占めています。山林については、中央地域で約20%を占めています。公共空地については、各地域ともほぼ同程度(約12%程度)となっています。

■土地利用分類別面積

(上段：ha、下段：%)

	地域面積	宅 地	農 地	山 林	公共空地	そ の 他
北 部 地 域	255.9	66.7	114.9	30.4	29.7	14.2
		26.1	44.9	11.9	11.6	5.5
中 央 地 域	1,066.7	206.3	327.5	241.9	147.9	143.1
		19.3	30.7	22.7	13.9	13.4
南 部 地 域	447.5	111.3	227.7	9.8	61.9	36.8
		24.9	50.9	2.2	13.8	8.2
合 計	1,770.1	384.3	670.1	282.1	239.5	194.1

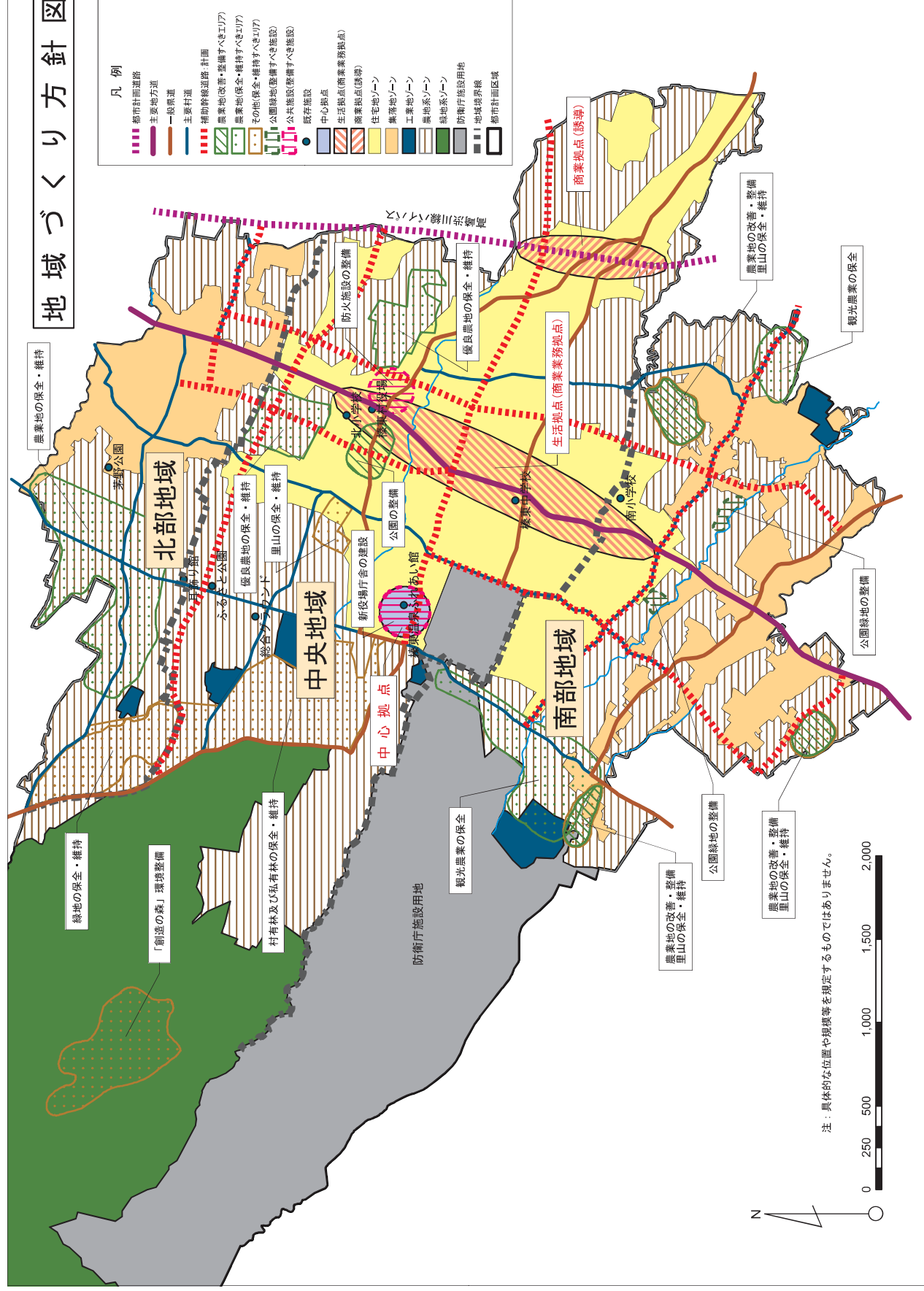
資料：H15都市計画基礎調査

注：地域面積に山岳部及び自衛隊演習地は除く。

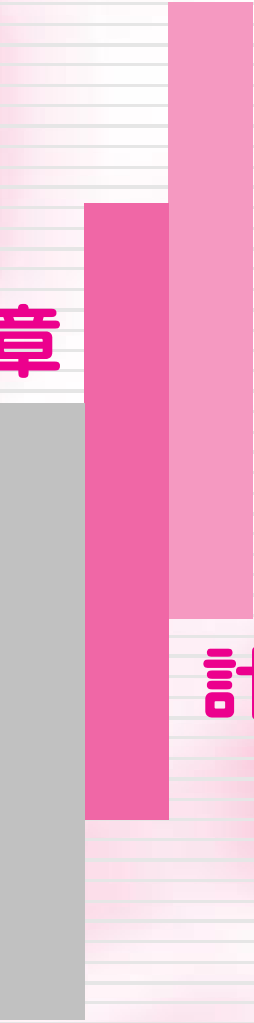
2. 地域別地域づくりの方針

地域づくりの課題				北部地域				中央地域				南部地域			
地域づくりの課題				本地域は村の北部に位置し、比較的規模の大きな優良農地が分布するとともに、文化財等の観光資源が分布する地域です。 主要地方道高崎安中渋川線の東側に集落形態の住宅地がまとまって分布していますが、近年は農地へのスプロール的な住宅立地が顕著になってきており、優良農地の保全とともに農林業との調和を図りつつ、集落地での秩序ある土地利用の誘導が課題となっています。 また、地域全体を通じて雇員の狭い生活道路が多いなど、集落地における生活環境施設の改善が必要となっています。				本地域は村の中央部に位置し、役場等の公共施設が比較的多く、住宅団地の開発により人口が比較的大きく伸びるなど村の中心的地域です。 主要地方道及び一般県道の沿道を中心に住宅地及び集落地が分布していますが、近年は住宅団地が開発されたほか、農地へのスプロール的な住宅立地も多数みられるなど、都市化の進展が著しい地域であり、農林業との調和を図りつつ秩序ある土地利用の誘導が課題となっています。 特に、用途地域においては、道路などの都市基盤施設の充実強化を図り、良好な居住環境を有する住居系市街地の形成が課題となっています。				本地域は村の南部に位置し、近年は前橋市に近接するなどの位置的条件の良さから農地転用による住宅立地等が比較的多い地域です。 主要地方道及び一般県道の沿道を中心に集落形態の住宅地がまとまって分布していますが、スプロール的な住宅立地が顕著になってきており、優良農地の保全とともに農林業との調和を図りつつ、住宅地及び集落地での秩序ある土地利用の誘導が課題となっています。 また、雇員の狭い生活道路が多く、集落地における生活環境施設の改善が必要となっています。			
				『住民の一人ひとりが明るく輝いて過ごせる郷づくり』 集落地として雇員の狭い道路の解消をはじめとする居住環境の改善を図り、農林業と調和した潤いの感じられる地域づくりを推進し、住民の一人ひとりが明るく輝いて快適に過ごせる地域づくりをめざします。				『ささえあい 思いやりに満ちた ふれあいの郷づくり』 道路など都市基盤施設の充実強化を通じて、良好な居住環境を有する住宅地及び住居系市街地の形成を図り、住民の一人ひとりが支え合いながら思いやりに満ちたふれあいのある地域づくりをめざします。				『住民一人ひとりにやさしい夢のある郷づくり』 集落地における雇員の狭い道路の解消をはじめ居住環境の改善を図り、農林業と調和した潤いの感じられる地域づくりを進めるとともに、バリアフリー化の推進により住民一人ひとりにやさしい夢のある地域づくりをめざします。			
				●居住環境の改善 農林業施策との連携を図りながら、スプロール的な住宅立地を防止するとともに、集落地における居住環境の改善を進め、快適性の感じられる集落地の形成をめざします。				●居住環境の改善 農林業施策との連携を図りながら、スプロール的な住宅立地を防止するとともに、住宅地での道路・公園等の基盤施設の充実を通じて居住環境の改善を図り、安全性の高い住宅地及び生活拠点の形成を含む住居系市街地の形成をめざします。				●居住環境の改善 農林業施策との連携を図りながら、スプロール的な住宅立地を防止するとともに、住宅地及び集落地における居住環境の改善を進め、快適性の感じられる住宅地及び集落地の形成をめざします。			
				●優良農地の保全 本地域に多く分布している比較的規模の大きな優良農地については、田園環境及び田園景観の保全の観点から原則として維持保全を図ります。				●優良農地の保全 本地域の中央部に分布する比較的規模の大きな優良農地については、田園環境及び田園景観の保全の観点から原則として維持保全を図ります。				●優良農地の保全 本地域に分布している比較的規模の大きな優良農地については、田園環境及び田園景観の保全の観点から原則として維持保全を図ります。			
				●生活道路の整備 主要村道についてバリアフリー化に配慮した改良整備を推進するほか、雇員の狭い道路は地域住民の理解と協力の下に安全性・快適性を重視した拡幅整備の推進を図ります。				●生活道路の整備 東西方向を連絡する補助幹線道路の整備を推進するほか、主要村道についてバリアフリー化に配慮した改良整備を推進するほか、雇員の狭い道路は地域住民の理解と協力の下に安全性・快適性を重視した拡幅整備の推進を図ります。				●生活道路の整備 東西及び南北方向を連絡する補助幹線道路の整備を推進するほか、主要村道についてバリアフリー化に配慮した改良整備を推進するほか、雇員の狭い道路は地域住民の理解と協力の下に安全性・快適性を重視した拡幅整備の推進を図ります。			
都市施設整備の方針				●公園緑地の整備 茅野公園の充実強化を図るほか、集落地における既存広場の拡充等を含むミニ公園の整備を推進します。				●公園緑地の整備 地域の基幹となる新たな公園整備について検討するほか、既存公園や総合グラウンドの周辺施設の充実とともに、住宅地での既設広場の拡充等を含むミニ公園の整備を推進します。				●公園緑地の整備 地域の基幹となる公園の整備について検討するほか、集落地における既設広場の拡充等を含むミニ公園の整備を推進します。			
				●衛生環境の整備 平成17年度より供用開始となった長岡地区農業集落排水整備事業の接続推進を図り、集落地としての衛生環境の向上をめざします。				●衛生環境の整備 事業実施中の公共下水道整備の推進を図り、住宅地として衛生環境の向上をめざします。				●衛生環境の整備 平成17年度より事業開始となった広馬場地区農業集落排水整備事業の推進を図り、集落地としての衛生環境の向上をめざします。			
				●交流拠点の形成 農林業との連携に配慮しつつ、既存する観光資源の活用や新たな観光資源の発掘を通じて、体験交流型観光拠点(レクリエーション拠点)の形成をめざします。				●交流拠点の充実 榛東温泉ふれあい館を核にしながら、複合施設の整備を検討し、交流拠点としての充実強化を図ります。				●交流拠点の整備 地域内に分布する寺社等は住民のふれあい交流の場として利用されており、屋敷林等の保全・維持を通じて交流機能の強化を図ります。			
				●高崎渋川線バスに連なる補助幹線道路の整備を推進します。				●役場新庁舎の建設を促進し、業務機能を核とした中心拠点の形成を推進します。				●地区の北西部に位置する既存工業地を核としながら、本村での工業拠点の形成を推進します。			
				●地域の北西部に分布する緑地の保全・維持を図ります。				●高崎渋川線沿線における新たな商業拠点の形成を推進します。(沿道型商業施設の立地誘導)				●地域内に点在する観光農業機能の充実強化に努めます。			
その他の															

地域づくり方針図



注：具体的な位置や規模等を規定するものではありません。



第5章

計画実現の方針

1. 都市づくりの推進方策
2. 農地・緑地・水辺空間の
保全方策
3. 住民参加の仕組みづくり

1. 都市づくりの推進方策

(1) 都市基盤の整備

都市機能の充実のためには、広域的な道路のネットワークの形成が重要であることから、周辺市町との連携を図りつつ、主要地方道や一般県道などの幹線道路の早期整備をめざします。

また、広域的な幹線道路の整備に併せ、村内の骨格となる都市計画道路の計画・決定及び整備を含む道路網整備方針を早急に策定します。

<実現化の方策>

- 幹線道路整備の早期実現(主要地方道、一般県道、主要村道、都市計画道路)
- 村内の骨格となる道路網の整備(榛東村道路網整備方針の策定)

(2) 中央地域

本村の中心的な地区となる当地域については、商業業務機能をはじめとする都市機能の強化を図るとともに、良好な居住環境を有する住宅系市街地の形成をめざします。

これを実現するため、用途地域の拡大や地区計画制度などのまちづくりのルールづくりを検討します。

<実現化の方策>

- 都市基盤整備(道路、公園、下水道の整備)
- 用途地域の拡大検討
- 土地区画整理事業の検討
- 地区計画制度の活用

(3) 北部地域・南部地域

集落地及び農地を中心とする地域については、田園環境・田園景観と調和した自然豊かで快適な居住環境を持った地域づくりの実現をめざします。

これを実現するため、土地利用方針を踏まえた(仮称)榛東村国土利用計画の策定や「白地地域における建築形態規制」の適正な運用を図るとともに、特定用途制限地域の指定や榛東村景観条例の制定について検討を進めます。

<実現化の方策>

- 榛東村国土利用計画の策定
- 白地地域における建築形態規制の適正運用
- 特定用途制限[※]地域[※]指定の検討
- 榛東村景観[※]条例[※]制定の検討

※特定用途制限地域：

都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域外において、ある特定の建築物の用途を制限するため都市計画を決定し、条例でその立地を制限する制度。

※景観条例：

村の美しい景観を守り育て、後世に伝えるため、住民参加により景観づくりを地域のむらづくりに積極的に活かしながら、快適な都市の生活空間づくりを目指す仕組み。

2. 農地・緑地・水辺空間の保全方策

(1) 農地

用途地域以外の農地は、就農・営農環境と農地の集団性を確保するため、農業振興地域整備計画に基づき、優良農地を積極的に維持・保全します。

＜実現化の方策＞

- 農地の流動化促進による営農環境の確保
- 遊休農地を活用したグリーンツーリズムの推進

(2) 緑地

各地域ごとに重要な緑の拠点については、風致地区や緑地保全地区の指定により永続的な緑地保全の方策を講じるとともに、併せて税制上の優遇措置についても検討します。

＜実現化の方策＞

- 風致地区の指定検討
- 緑地保全地区の指定検討
- 税制の優遇措置（固定資産税の減免措置等）の検討

(3) 水辺空間

蛇ヶ見川や染谷川等の一級河川については、周囲の田園空間との調和を図りながら、親水性を持った水辺空間となるよう関係機関と検討するとともに、河川改修にあたっては自然環境の保全に配慮した工法の導入について検討します。

＜実現化の方策＞

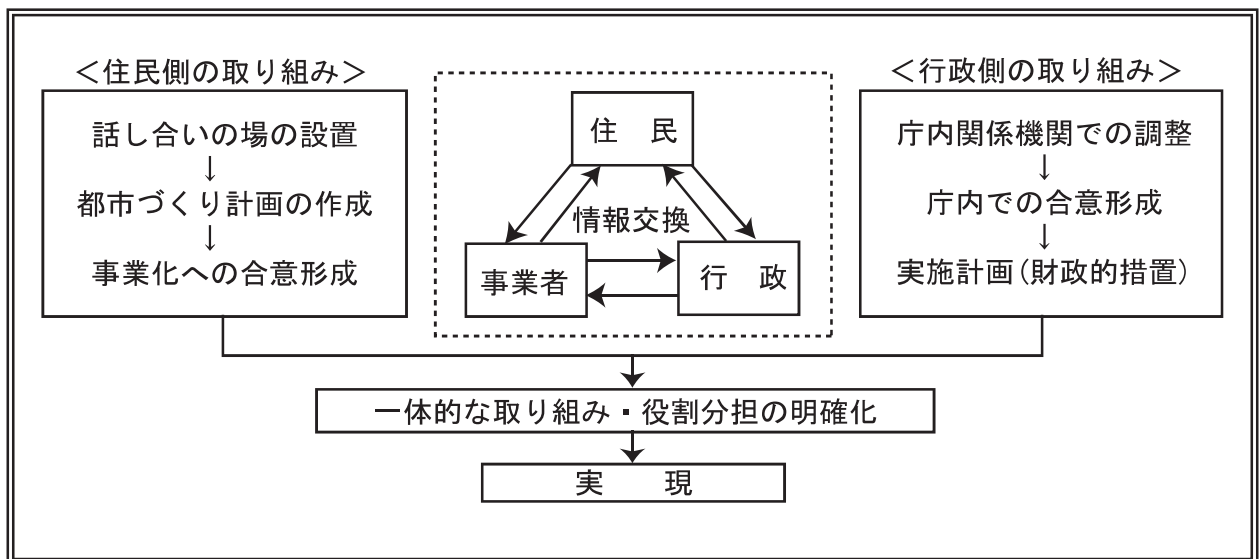
- 河川を親水性を持った水辺空間として整備
- 自然環境の保全に配慮した工法の採用
- 生態環境にふさわしい環境整備の推進

3. 住民参加の仕組みづくり

(1) 住民・事業者・行政のパートナーシップの確立

本マスタープランに描く将来都市像を実現するためには、住民や事業者の理解と協力が不可欠であり、各々の適切な役割分担と相互の協働による参加型の都市づくりを進めます。

■住民と行政のパートナーシップによる「都市づくり」の仕組み



(2) 住民が主体的に都市づくりを進める条例の検討

住民参加による都市づくりを進めるため、住民の主体的な取り組みが可能となる（仮称）「榛東村むらづくり条例」の検討を進めます。

また、地域の都市づくり活動を積極的に支援するための制度等についても併せて検討します。

(3) 計画推進体制の充実

都市計画マスタープランに基づいて、これまでより一步踏み込んだ住民参加の都市づくりを進めていくためには、総合的かつ効率的な施策の展開を図っていく必要があります。

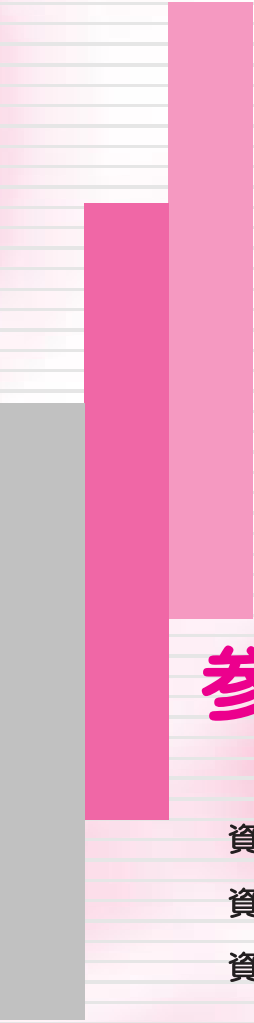
①計画推進プログラムの作成

限られた財源や人材の中で、効果的に都市づくりを推進していくためには、都市計画マスタープランに基づいた総合的な計画推進プログラムを作成し、それに基づいて着実に都市づくりを進めていきます。

②計画管理システムの確立

都市づくりは、施設や環境の整備をすれば終わりではなく、それを有効に活用し継続していくことが重要であり、各地区で行われる都市づくりを評価・点検するとともに、計画の達成状況等を住民に分かりやすい形で情報公開する、計画管理システムの確立を図ります。

また、都市計画マスタープランは、概ね20年先を目標として策定したのですが、今後の社会経済情勢の変化や都市づくりの進捗状況などを踏まえ、10年程度を目安に必要な応じて見直しを行います。



参 考 資 料

資料 1. 榛東村都市計画審議会答申

資料 2. 榛東村都市計画審議会名簿

資料 3. 総合計画・都市計画マスター
プラン策定委員会設置要綱

資料 4. 榛東村むらづくり協議会設置
要綱

資料 5. 榛東村むらづくり協議会名簿

資料 6. 総合計画・都市計画マスター
プラン策定経過

資料 7. 榛東村の現況

資料 8. 住民意識調査結果

資料1.榛東村都市計画審議会答申

平成17年12月5日

榛東村長 真 塩 卓 様

榛東村都市計画審議会
会 長 阿 久 澤 茂 雄

榛東村都市計画マスタープラン
ー都市計画に関する基本的な方針ーについて（答申）

平成17年11月15日付け建第571号で諮問されたこのことについて、審議会を招集し審議したところ原案のとおり議決したので、議決書の写しを添えて答申します。

資料2.榛東村都市計画審議会名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
榛東村社会福祉協議会	会長	阿 久 澤 茂 雄	会長
社会福祉法人榛栄会	理事長	狩 野 栄 子	
北群渋川農業協同組合	副組合長	狩 野 富 男	
榛東村議会	議長	高 橋 正	
榛東村議会	総務常任委員長	岸 昭 勝	
榛東村議会	文教厚生常任委員長	草 間 秀 雄	
榛東村議会	産業建設常任委員長	岩 田 好 雄	
群馬県渋川土木事務所	所長	重 田 佳 伸	
榛東村農業委員会	会長	小 谷 野 正 文	
榛東村区長会	会長	塩 澤 利 雄	
榛東村商工会	会長	萩 原 幸 作	
榛東村交通安全会	会長	松 島 文 男	
榛東駐在所連絡協議会	女性部長	榎 本 静 子	
榛東村消防団	団長	小 野 関 芳 美	

資料3.総合計画・都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

策定日：平成16年3月1日

改正：平成17年5月13日

(設置)

第1条 第5次榛東村総合計画及び榛東村都市計画マスタープラン（以下「両計画」という。）の策定にあたって、住民の意向等に十分配慮しながら計画策定事務を円滑に推進するため、榛東村総合計画・都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任意務)

第2条 委員会は、両計画の策定に必要な調査、研究、企画、立案等の事務を行い、村長に計画原案について報告する。

2 村長は、委員会からの報告を尊重し、両計画の策定に反映させるものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は助役をもって充て、副委員長は委員の互選によるものとする。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、榛東村むらづくり協議会設置要綱（平成16年3月1日制定）第4条で定める幹事4名を委員とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の職員を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の事務を円滑に進めるため、委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第3条第3項に定める委員の推薦に基づき、委員長が任命する職員をもって充てる。

3 ワーキンググループは、企画財政課長が主宰し、議長となる。

(専門部会)

第7条 都市計画マスタープラン策定に係る事務を専門的に協議等するため、ワーキンググループに専門部会を置く。

2 専門部会は、建設課長が主宰し、議長となる。

3 専門部会構成員はワーキンググループ構成員の中から建設課長が指名する職員をもって充てる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置き、企画財政課及び建設課をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(終期)

2 この要綱は、両計画が策定された日に、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成17年5月13日から施行する。

資料4.榛東村むらづくり協議会設置要綱

策定日：平成16年3月1日

(設置)

第1条 第5次榛東村総合計画及び榛東村都市計画マスタープラン（以下「両計画」という。）の策定にあたって、住民の意向等に十分配慮した計画づくりを行うため、榛東村むらづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、榛東村総合計画・都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成16年3月1日制定。以下「策定委員会設置要綱」という。）第8条に定める事務局（以下「事務局」という。）から提示される資料等に基づき、両計画の内容等について、住民代表として地域住民の視点から具体的な検討を行い、村長及び榛東村総合計画・都市計画マスタープラン策定委員会委員長あて報告並びに提案等を行う。

(構成員)

第3条 協議会構成員（以下「委員」という。）の定数は、42名とする。

2 委員は、地域住民の代表として区長が推薦する者を村長が委嘱するものとする。

3 委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(幹事)

第4条 協議会に幹事4名を置く。

2 幹事は、委員が住居する大字ごとに委員の互選によるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、幹事の互選によるものとする。

3 会長は、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて随時開催することとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務については、事務局が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(終期)

2 この要綱は、両計画が策定された日に、その効力を失う。

資料5.榛東村むらづくり協議会名簿

地 区		氏 名		備 考		氏 名		備 考	
長岡	1 区	岩 田 栄 子				清 水 貞 雄			
	2 区	岩 田 憲 司				野 口 瀧 男			
	3 区	岩 田 進		幹事		萩 原 芳 江			
山子田	4 区	塩 澤 利 雄		副会長(幹事)		田 村 潔			
	5 区	金 井 岩 雄				小谷野 美代子			
	6 区	岡 部 幹 雄				湯 浅 悟			
	7 区	高 橋 正 二				松 井 久美子			
新井	8 区	高 橋 尚 子				森 和 夫			
	9 区	笠 原 一				宮 崎 美千子			
	1 0区	岩 崎 博				岡 部 秀 夫		会長(幹事)	
	1 1区	阿久澤 智恵子				堀 一 男			
	1 2区	新 藤 朝 次				松 下 博 幸			
	2 0区	寺 島 勇 二				吉 竹 美紀子			
	2 1区	新 井 守				坪 谷 江 美			
広馬場	1 3区	一 倉 静 子				清 水 哲		幹事	
	1 4区	下 藤 初 代				細 野 孝			
	1 5区	金 井 澄 江				小 池 剛太郎			
	1 6区	小 川 洋 子				広 橋 善 一			
	1 7区	片 貝 和 枝				清 水 勉			
	1 8区	伊与久 敏 男				高 橋 明 音			
	1 9区	青 山 久美子				大 山 福 二			

資料6.総合計画・都市計画マスタープラン策定経過

年 月 日	内 容	備 考
1 5 9 1 7	第5次榛東村総合計画・榛東村都市計画マスタープラン策定業務委託審査委員会設置	
2 2	審査委員会	
1 0 2 4	住民対話集会	長岡地区
2 9	審査委員会	審査方法・指名業者等について
2 9	住民対話集会	山子田地区
3 1	住民対話集会	広馬場地区
1 1 5	住民対話集会	新井地区
2 7	業者ヒアリング及び審査	7 社
1 6 1 9	策定委託業者との契約締結	
3 3	むらづくり協議会委員推薦依頼	臨時区長会
4 1	榛東村総合計画・都市計画マスタープラン策定委員会設置	設置要綱施行
1	榛東村むらづくり協議会設置	設置要綱施行
1 9	第1回策定委員会	
5 1 0	村民意識調査	アンケート発送
2 7	第1回ワーキンググループ	
2 7	むらづくり協議会	予備会
6 2 4	第2回策定委員会	
2 4	第1回むらづくり協議会	
7 1 4	庁内ヒアリング（14日・15日・23日）	3 日間
2 9	第2回むらづくり協議会	
9 2	第3回むらづくり協議会	
3 0	第4回むらづくり協議会	
3 0	第2回ワーキンググループ	
1 0 4	第3回ワーキググループ	
1 7 1 1 8	第5回むらづくり協議会	
3 2	第4回ワーキググループ	
5 2 5	第5回ワーキググループ	
6 2	第3回策定委員会	「基本構想」について
7 1	第1回総合計画審議会	村長から諮問
5	第4回策定委員会	「基本計画」について
1 5	第2回総合計画審議会	

年 月 日	内 容	備 考
1 7 8 3	第 3 回総合計画審議会	
3	第 1 回専門部会	
2 2	総合計画審議会から村長へ答申	
2 9	第 2 回専門部会	
9 1	「第 5 次榛東村総合計画基本構想の制定について」村議会へ提出	
2 0	総合計画基本構想村議会議決	
3 0	第 5 回策定委員会	「都市計画マスタープラン」について
1 0 1 7	第 3 回専門部会	
1 0 3 1	第 6 回策定委員会	「都市計画マスタープラン」について
1 1 1 5	第 1 回都市計画審議会	村長から諮問
	榛東村都市計画マスタープラン（案）縦覧及び意見書受付	同月 2 9 日まで
1 1 2 5	榛東村都市計画マスタープラン（案）住民説明会	
1 2 5	第 2 回都市計画審議会	村長へ答申
	1 2 月定例議会報告	

資料7.榛東村の現況

1. 基礎的条件

(1) 位置条件

本村は榛名山の東麓、群馬県のほぼ中央に位置し、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛名町の3市2町とそれぞれ接している。

本村の総面積は29.74km² であり、東西約10km、南北約4.5kmと東西に細長い形状を有している。

＜本村の位置と面積＞

経 度	東経138度59分		
緯 度	北緯 36度26分		
広 ぼう	東西	10km	南北4.5km
海 抜	最高	1,441m	最低183.7m
総面積	27.94km ² = 2,794ha		

(2) 地形条件

本村の地形は、榛名山の一つである西北部の相馬山(1,441m)を最高点に東南東に傾斜し、標高500m以上の地帯は、浸食の進んだ急峻な山地が続き、350m付近からは砂礫質土壌のため桑畑などの開拓耕地や集落が分布し始め、300m～200mまで下がると河川の伏流により水田地帯と住宅地・商業地が広がり公共機関もあることから村の中核部となっている地域である。200m付近から村境にかけては、都市近郊のベッドタウン化が進行している。

(3) 気候条件

本村の気候は、気温の年較差・日較差が著しい典型的な内陸性気候を示し、降雨は特に夏期に集中し局地的に豪雨と雷雨に見舞われることが多い。冬季には北北西の季節風(からっ風)が強く吹き荒れ、寒さの厳しい乾燥した晴天が続く気象条件となっている。

(4) 交通条件

本村の道路網については、主要地方道1路線(高崎・安中・渋川線)、一般県道3路線(南新井・前橋線、新井・榛名線、水沢・群馬線)が通過し、周辺市町村とを連絡しながら生活圏の形成に重要な役割を果たしているものの、村内西部一帯が山林で形成される地域となっていることから、村内東部に道路が集中している。

また、昭和55年12月2日に都市計画道路(榛東東部幹線)が決定されているが、その後の事業進捗がみられない状況となっている。

バス交通については、群北自動車交通が1路線：箕郷～渋川間(6往復)、日本中央バスが3路線：前橋～桃泉間(5往復)、前橋～上野田間(9往復)、前橋～しんとう温泉間(2往復)、群馬バスが2路線：高崎～伊香保温泉間(7往復)、高崎～しんとう温泉間(9往復)が運行されているが、運行本数などの点において必ずしも利便性は高いとはいえない状況にある。

(5) 都市形成の沿革

本村の形成経緯は、明治22年の町村制施行により、桃井村、相馬村が発足し、昭和32年に桃井村と相馬村大字広馬場が合併し、新生桃井村が誕生した。同34年1月、箕郷町の新田中、新田下を編入して字名を宿とした。

新しい村名については一般から公募し同年8月1日、榛名山の東麓に位置することから「榛東村」と決定し、現在の榛東村が誕生した。

都市としての形成は、昭和51年3月15日に行政区域全域が榛東都市計画区域に指定されたのち、平成8年5月31日に用途地域94haが指定されている。

2. 社会的条件

(1) 人口動向

①総人口

平成12年の国勢調査による人口は13,334人であり、昭和50年の9,224人に比べるとこの25年間に44.6%増となっており、年々増加傾向が続いている。

なお、群馬県の平成7年(2,003,540人)から平成12年(2,024,852人)の5年間の増加率は1.1%となっており、本村の増加率は6.2%と県全体に比べると高い水準での増加傾向を示している。

②世帯数

平成12年の国勢調査による世帯数は3,872世帯であり、昭和50年の2,019世帯に比べると、この25年間に約2倍の増加を示している。

なお、群馬県の平成7年(650,836世帯)から平成12年(695,092世帯)の5年間の増加率は6.8%となっており、本村の増加率は13.1%と県全体に比べると高い水準での増加傾向を示している。

また、1世帯当たりの世帯人員は、昭和50年の4.57人／世帯から平成12年には3.44人／世帯まで減少し、核家族化の進展が顕著に現れている。

世帯人員の減少は、群馬県全体においても同様であり、平成7年の3.08人／世帯から平成12年には2.91人／世帯に減少している。

＜国勢調査人口の推移＞

区分 年次	総人口		世帯数		世帯人員 (人／世帯)
	(人)	増減率 (%)	(世帯)	増減率 (%)	
昭和50年	9,224	—	2,019	—	4.57
昭和55年	10,030	8.7	2,328	15.3	4.31
昭和60年	10,753	7.2	2,590	11.3	4.15
平成2年	11,358	5.6	2,864	10.6	3.97
平成7年	12,551	10.5	3,423	19.5	3.67
平成12年	13,334	6.2	3,872	13.1	3.44

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

③年齢別人口

年齢三階層別人口割合の推移をみると、年少人口は昭和55年を境に減少傾向で推移している。一方、生産年齢人口は昭和50年以降減少が続いていたが平成2年には増加に転じたものの平成12年には減少を示している。また、老年人口については、一貫して増加傾向が続いている。

年齢三階層別の人口構成をみると、昭和50年には年少人口：22.6%、生産年齢人口：69.1%、老年人口：8.4%となっていたが、平成12年には年少人口：17.4%、生産年齢人口：67.7%、老年人口：14.9%へと変化し、人口における少子化傾向及び高齢化傾向が顕著になってきている。

なお、群馬県の平成12年における年齢三階層別の人口構成は、年少人口：15.2%、生産年齢人口：66.5%、老年人口：18.1%となっており、県全体についても本村と同様に少子化傾向及び高齢化傾向が顕著になってきている。

また、平成12年の人口構成を県全体と比較すると年少人口及び生産年齢人口はそれぞれ2.2ポイント、1.2ポイント高くなっているのに対して、老年人口は3.2ポイント低くなっている状況にある。

<年齢別人口の推移>

(単位：人、%)

区分 年次	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人 口	割 合	人 口	割 合	人 口	割 合
昭和50年	9,224	2,081	22.6	6,371	69.1	772	8.4
昭和55年	10,030	2,362	23.5	6,787	67.7	881	8.8
昭和60年	10,753	2,514	23.4	7,235	67.3	1,004	9.3
平成2年	11,358	2,364	20.8	7,706	67.8	1,288	11.3
平成7年	12,551	2,376	18.9	8,579	68.4	1,596	12.7
平成12年	13,334	2,319	17.4	9,023	67.7	1,992	14.9

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 人口動態

自然動態のうち死亡数については概ね80人前後で推移しているが、出生数については平成14年度に大きく減少している状況にある。

社会動態については、転入転出とも増加する傾向にあるが、転出に比べ転入が大きく上回っていることから、社会動態そのものは増加する傾向にある。

自然動態と社会動態を合わせた差引増減では、平成11年度に大きく落ち込んだものの年間150人以上の増加が続いている状況にある

<人口動態の推移>

	自然動態			社会動態			差引増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成12年度	125	71	54	968	828	140	194
平成13年度	125	77	48	962	840	122	170
平成14年度	102	88	14	1,082	926	156	170
平成15年度	114	82	32	612	635	-23	9
平成16年度	115	105	10	1,179	839	340	350

資料：住民基本台帳

(3) 人口流動（通勤通学状況）

①流出人口

本村に常住し、他市町村で従業又は通学する人口は4,496人であり、本村に常住する従業者及び通学者(7,780人)の約57.8%を占めている。

従業又は通学先の上位5位までをみると、前橋市、高崎市、渋川市、群馬町、吉岡町の順位となっており、上位5位までで流出人口の約47.3%を占めている。

<流出人口>

	総 数	前橋市	高崎市	渋川市	群馬町	吉岡町	その他
従 業 者	3,859	1,392	618	511	315	303	720
通 学 者	637	257	115	122	46	2	95
合 計	4,496	1,649	733	633	361	305	815

注：従業者・通学者は15歳以上

資料：国勢調査(H12)

②流入人口

他市町村に常住し、本村に従業又は通学する人口は2,509人であり、本村で従業及び通学する者(5,793人)の約43.3%を占めている。

常住先の上位5位までをみると、前橋市、渋川市、群馬町、吉岡町、高崎市の順位となっており、上位5位までで流入人口の約66.9%を占めている。

<流入人口>

	総 数	前橋市	渋川市	群馬町	吉岡町	高崎市	その他
従 業 者	2,507	409	364	364	298	242	830
通 学 者	2	0	0	0	0	1	1
合 計	2,509	409	364	364	298	243	831

注：従業者・通学者は15歳以上

資料：国勢調査(H12)

3. 経済的条件

(1) 就業構造

平成12年の就業者数は7,029人であり、昭和55年の5,326人に比べると、この20年間に32.0%の増加率となっている。

産業分類別の推移をみると、第1次産業は昭和55年に1,523人であったものが、平成12年には717人となっており、減少率52.9%と大きく減少している。

第2次産業は、昭和55年に1,501人であったものが、平成12年には2,257人となっており、増加率50.4%と着実に増加している。

第3次産業は、昭和55年に2,302人であったものが、平成12年には4,055人となっており、増加率76.2%と大きく伸びている。

以上のことから、本村においても第1次産業の比重が弱まり、第2次及び第3次産業の比重が高まるという傾向が顕著になっている。

なお、群馬県の平成12年における就業人口の構成比は第1次産業：6.9%、第2次産業：36.4%、第3次産業：56.2%となっており、県全体についても本村と同様に第3次産業の占める割合が高くなっている。

さらに、平成12年の就業人口の構成比を県全体と比較すると第1次産業：3.3ポイント、第3次産業：1.5ポイントそれぞれ高くなっているのに対して第2次産業は4.3ポイント低くなっている状況にある。

＜就業人口の推移＞

(単位：人、%)

区分 年次	就業人口	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人 口	割合	人 口	割合	人 口	割合
昭和55年	5,326	1,523	28.6	1,501	28.2	2,302	43.2
昭和60年	5,575	1,258	22.6	1,788	32.1	2,529	45.4
平成2年	6,016	999	16.6	2,074	34.5	2,943	48.9
平成7年	6,579	738	11.2	2,265	34.4	3,576	54.4
平成12年	7,029	717	10.2	2,257	32.1	4,055	57.7

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 産業動向

①農 業

平成12年の総農家数は730戸であり、昭和50年の1,000戸に比べるとこの25年間に270戸(27.0%)の減少となっている。

農家の内訳は専業農家83戸(11.4%)、第1種兼業農家88戸(12.1%)に対して第2種兼業農家559戸(76.6%)と圧倒的に第2種兼業農家が多数を占めている状況にあるが、専業農家及び第1種兼業農家ともに減少傾向が続いており、特に第1種兼業農家については昭和50年からの25年間に79.9%の大幅な減少を示していることから全体的な農家数の減少につながっているものと考えられる。

また、農家人口についても昭和50年の5,097人から平成12年には3,285人と、この25年間に1,812人(35.6%)の減少となっている。

さらに、経営耕地面積についても昭和50年の848haから平成12年には462haと、この25年間に386ha(45.5%)の減少となっている。

<農業の推移>

年次	区分	総農家数 (戸)	専業農家	兼業農家		農家人口 (人)	経営耕地 面積 (ha)
				第1種	第2種		
昭和50年		1,000	74	438	488	5,097	848
昭和55年		960	139	311	510	4,713	805
昭和60年		912	125	247	540	4,413	727
平成2年		850	122	181	547	4,112	671
平成7年		790	110	158	522	3,708	570
平成12年		730	83	88	559	3,285	462

資料：農業センサス

②工 業

平成15年の工業統計調査によると、事業所数は50ヶ所、従業者数は1,011人、製造品出荷額は約220億円であり、平成10年と比べると事業所数では3ヶ所の減少、従業者数は88人の減少、製造品出荷額は約16億円の減少となっている。

工業の推移

年次	区分	事業所数		従業者数		製造品出荷額	
		(ヶ所)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(億円)	増減率 (%)
平成10年		53	—	1,099	—	236.1	—
平成11年		51	△ 3.8	1,084	△ 1.4	223.0	△ 5.5
平成12年		53	3.9	1,062	△ 2.0	239.1	7.2
平成13年		48	△ 9.4	1,075	1.2	244.8	2.4
平成14年		47	△ 2.1	1,018	△ 5.3	227.4	△ 7.1
平成15年		50	6.4	1,011	△ 0.7	219.8	△ 3.3

資料：工業統計調査

③商 業

平成14年の商業統計調査によると、商店数は87店、従業者数は367人、商品販売額は約62億円であり、昭和63年と比べると商店数では20店の減少、従業者数は15人の減少、商品販売額は約23億円の減少となっている。

商業の推移

年次	区分	商店数		従業者数		商品販売額	
		(店)	増減率 (%)	(人)	増減率 (%)	(億円)	増減率 (%)
昭和63年		107	—	382	—	85.6	—
平成3年		99	△ 7.5	336	△ 12.0	91.8	7.2
平成6年		94	△ 5.1	387	15.2	88.0	△ 4.1
平成9年		86	△ 8.5	486	25.6	121.6	38.2
平成11年		97	12.8	441	△ 9.3	83.3	△ 31.5
平成14年		87	△ 10.3	367	△ 16.8	62.4	△ 25.1

資料：商業統計調査

4. 土地利用の状況

(1) 土地利用現況

固定資産税概要調書に基づき、平成12年～平成16年の地目別土地利用状況の変化をみると、各土地利用の面積に大きな変化はみられないものの、田及び畑の微減、宅地の微増という傾向がみられる。

土地利用の推移 (単位：ha・%)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
田	198.1	197.7	196.8	196.3	195.8
	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0
畑	539.4	536.3	534.1	531.1	528.1
	19.3	19.2	19.1	19.0	18.9
宅 地	282.1	285.5	287.5	290.5	293.0
	10.1	10.2	10.3	10.4	10.5
山 林	406.8	406.0	406.0	405.5	405.7
	14.6	14.5	14.5	14.5	14.5
原 野	337.0	337.0	337.0	0.2	0.2
	12.1	12.1	12.1	—	—
雑種地	171.8	171.8	172.5	173.5	175.2
	6.1	6.1	6.2	6.2	6.3
その他	858.8	859.7	860.1	1,196.9	1,196.0
	30.7	30.8	30.8	42.8	42.8
合 計	2,794.0	2,794.0	2,794.0	2,794.0	2,794.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 平成15年から相馬ヶ原演習場の地目のとらえ方を変更した

資料：固定資産税概要調書

(2) 開発状況

① 農地転用状況

平成10年以降の農地転用状況をみると、変動はあるものの平均して50件／年以上の転用件数となっており、住宅用地への転用が最も多くなっている。

農地法許可件数及び面積の推移 (単位：件／㎡)

区分 年度	農地法第4条		農地法第5条		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成12年度	18	14,591	54	34,927	72	49,518
平成13年度	13	8,663	55	33,268	68	41,931
平成14年度	16	9,062	64	38,603	80	47,665
平成15年度	6	3,431	48	33,265	54	36,696
平成16年度	11	10,997	58	46,590	69	57,587

資料：農業委員会

②開発行為

1 haを超える大規模な開発は1か所となっている他は1 ha未満の小規模な開発が多数を占める状況にあり、開発内容としては人口増加を背景に建売住宅分譲などの住宅地開発が多くを占めている。

<開発行為の状況>

(単位：ha)

名 称	面 積	整備主体	備 考
建売住宅分譲事業(6区画)	0.16	民間	住宅系
建売住宅分譲事業(4区画)	0.12	民間	住宅系
建売住宅分譲事業(6区画)	0.20	民間	住宅系
分譲地造成工事(42区画)	1.25	民間	住宅系
建売住宅分譲事業(9区画)	0.29	民間	住宅系
アパート建設事業(16世帯)	0.14	民間	住宅系
一般住宅(2棟)物置建設事業	0.13	民間	住宅系
建売住宅分譲事業(5区画)	0.15	民間	住宅系
アパート建設事業(8世帯)	0.09	民間	住宅系
介護老人保健施設建設事業	0.22	民間	その他
分譲住宅用地造成(4区画)	0.15	民間	住宅系

資料：建設課調べ(平成15年度)

(3) 土地利用規制

本村における土地利用に関する主な法規制としては、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」の2種類となっている。

①都市計画法

本村は行政区域の全域が都市計画区域（榛東都市計画区域）に指定されているものの、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分(線引き)は行われておらず、平成8年5月31日に用途地域（94.0ha）が指定されている。

なお、群馬県が策定する都市計画区域マスタープランにおいて、榛東都市計画区域は非線引き都市計画区域に位置づけられている。

住居系用途地域：91.0ha

- ・第一種中高層住居専用地域：81.0ha
- ・第一種住居地域：10.0ha

商業系用途地域：3.0ha

- ・近隣商業地域：3.0ha

②農業振興地域の整備に関する法律

本村では昭和49年に農業振興地域を設定したが、その後都市化の進展により、農業振興地域のスプロール化が進行しており、毎年5ha程度が農業振興地域から除外される状況にある。

③その他

榛名山麓において1か所の保安林が指定されている。

5. 都市整備の状況

(1) 道路整備

①主要地方道・県道

本村における幹線道路としては、主要地方道：1路線、一般県道：3路線である。

主要地方道の改良率は23.4%と低いものの、一般県道3路線についてはいずれも改良率が95%以上となっている。

注：改良済延長は幅員5.5m以上の改良済延長である。

<幹線道路の整備状況>

種別	区分	管内路線延長 (m)	改 良 済	
			改良済延長 (m)	改 良 率 (%)
主要地方道				
	高崎・安中・渋川線	16,597.4	3,880.0	23.4
一般県道				
	南新井・前橋線	3,365.4	3,296.4	97.9
	新 井・榛名線	3,766.7	3,592.5	95.4
	水 沢・群馬線	5,457.3	5,326.4	97.6

資料：建設課(渋川土木事務所)

②都市計画道路

榛東東部幹線が昭和55年12月2日に都市計画決定されたが、現時点において未整備となっている。

<都市計画道路の整備状況>

番号	路線名称	復員 (m)	実延長	整備済 延長	整備率 (%)	備考
3.3.1	榛東東部幹線	25	1,020	0	0.0	

資料：建設課

③村 道

本村の幹線村道は24路線(1級村道9路線、2級村道15路線)あり、総延長は約27.7kmになっている。

このうち、改良済延長の合計は約16.7km(改良率は60.2%)であり、1級村道については約98%、2級村道については約87%の改良率になっている。

村道整備状況

種別	区分	路線数	延 長 (m)	改 良 済		舗 装 済	
				延 長 (m)	改良率 (%)	延 長 (m)	舗装率 (%)
1 級 村 道		9	18,756	18,410	98.2	18,756	100.0
2 級 村 道		15	16,173	14,068	87.0	15,150	93.7
その他の道路		1,208	242,370	134,572	55.5	52,192	62.8
合 計		1,232	277,299	167,050	60.2	186,098	67.1

資料：建設課(平成16年度)

(2) 公園緑地整備

現時点において都市公園は設置されていない。

将来的には「茅野公園」、「創造の森」の整備が計画されている。

(3) 上水道整備

榛名白川表流水(榛名幹線)・県央第一水道の受水・新幹線湧水などを利用して上水道の供給を行ってきており、現在は第4次拡張事業が計画されている。

上水道の状況

区分 年度	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	年間総 配水量	一日最大 配水量	年間総有 収水量	1人1日平均 使用水量
平成12年度	4,411	13,502	2,192	7,866	1,799	365
平成13年度	4,509	13,920	2,322	7,759	1,868	368
平成14年度	4,619	14,099	2,303	7,488	1,871	364
平成15年度	4,719	14,176	2,199	6,904	1,814	350
平成16年度	4,821	14,517	2,235	7,663	1,857	271

資料：水道課

年間配水量・年間総有収水量の単位：千立方メートル

1日最大配水量の単位：立方メートル 1人1日平均使用水量の単位：リットル

(4) 下水道等整備

本村の公共下水道は、主要地方道の渋川・安中線沿いに広がる一帯を核として全体区域面積250ha、計画処理人口11,000人の区域を利根川流域公共下水道(県央処理区)として計画されている。

公共下水道整備区域以外の地域では、農業集落排水事業による排水施設整備が平成11年度より長岡地区(約200ha)で事業が推進されており、その後の整備計画として広馬場地区(面積：76.5ha、戸数：460戸、人口：約1,800人)が計画されている。

<公共下水道整備状況>

区分	整備面積 (ha)	整備率 (%)
用途地域内	30.97	44.2
用途地域外	72.58	40.3
全 体	103.55	41.4

資料：都市計画基礎調査

(5) 生活環境施設整備

①教育施設

義務教育施設としては、小学校2校、中学校1校があり、小・中学校とも校舎整備等はほぼ完了している。教育関連施設として昭和63年に学校給食センターが改築整備された。

なお、幼稚園は2園(公立)が設置されているが、高等学校については設置されていない。

<教育施設の推移>

年度	区分	幼稚園		小学校		中学校	
		園数	園児数	校数	児童数	校数	生徒数
平成11年		2	138	2	984	1	516
平成12年		2	117	2	1,004	1	514
平成13年		2	217	2	993	1	495
平成14年		2	220	2	995	1	486
平成15年		2	211	2	983	1	499

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

<義務教育施設の状況>

種別	区分	校舎面積 (㎡)	児童・生徒数 (人)	学級数
北 小学校		8,987	468	16
南 小学校		6,596	515	17
榛東中学校		9,560	499	15

資料：学校教育課(平成15年5月1日現在)

<幼稚園の状況>

種別	区分	園舎面積 (㎡)	園児数 (人)	学級数
北幼稚園		559	87	4
南幼稚園		1,522	124	6

資料：学校教育課(平成15年5月1日現在)

②文化施設

文化施設としてコミュニティセンター19ヶ所、公会堂1ヶ所、ふれあいセンター1ヶ所が各区に設置されている。

<コミュニティセンター>

施 設 名	住 所
1区コミュニティセンター	長岡515-3
2区コミュニティセンター	長岡280
3区コミュニティセンター	長岡1097-1
4区コミュニティセンター	山子田1425
5区コミュニティセンター	山子田127-1
6区コミュニティセンター	山子田839-2
7区コミュニティセンター	山子田2529-7
8区コミュニティセンター	新井261-1
9区コミュニティセンター	新井1455-2
10区コミュニティセンター	新井3298-2
11区公会堂	新井2680
12区コミュニティセンター	新井3487-1
13区コミュニティセンター	広馬場2580-5
八之海道コミュニティセンター(14区)	広馬場1378-4
15区コミュニティセンター	広馬場709-1
16区コミュニティセンター	広馬場82-2
17区コミュニティセンター	広馬場1706
18区コミュニティセンター	広馬場2096-3
19区コミュニティセンター	広馬場3918-2
20区コミュニティセンター	新井2901-12
下新井地区ふれあいセンター(21区)	新井2328-4

③福祉施設

福祉施設として保育園3ヶ所(うち民間1ヶ所)、児童館1ヶ所、学童保育所2ヶ所、福祉センター1ヶ所、しんとう温泉ふれあい館1ヶ所、介護老人福祉施設1ヶ所、ふれあい広場1ヶ所、ちびっ子広場19ヶ所が整備されている。

＜福祉関係施設＞

施 設 名	住 所	備 考
(公立)北部保育園	長岡1109	定員: 90人 現: 79人
(私立)南部保育園	広馬場1331	定員:120人 現:120人
(私立)榛東中央保育園	山子田2531-19	定員: 60人 現: 72人
榛東村児童館	長岡1404	利用者数:7,342人
うぐいす学童クラブ	山子田2531-19	定員:30人／北小学校対象
榛東学童保育所	広馬場1156-1	定員:30人／南小学校対象
福祉センター「ささえの家」	新井789-3	
しんとう温泉ふれあい館	新井507-3	入館者数:186,416人
介護老人福祉施設	広馬場1797-1	
楽集センター(隣保館)	山子田2035-1	
児童館ちびっ子広場	長岡1404-1	
大宮ちびっ子広場	長岡481	
1区ちびっ子広場	長岡563-1	
4区ちびっ子広場	山子田1425	
5区ちびっ子広場	山子田117-1	
10区ちびっ子広場	新井3298-4	
13区ちびっ子広場	広馬場2580-1	
15区ちびっ子広場	広馬場596-1	
16区ちびっ子広場	広馬場82-2	
17区ちびっ子広場	広馬場1706	
21区ちびっ子広場	新井2328-4	
神田ちびっ子広場	山子田1098-1	
八幡ちびっ子広場	新井674	
井戸尻ちびっ子広場	広馬場2061-1	
宇輪寺ちびっ子広場	広馬場3982	
聖宮ちびっ子広場	広馬場1421	
北原ちびっ子広場	新井2852	
つつじヶ丘公園(ちびっ子広場)	新井3070-1	

資料: 保健福祉課(平成15年度)

④医療施設

村内の医療施設は10か所ある。

⑤社会教育施設

社会教育施設として集会所6ヶ所、コミュニティセンター1ヶ所、中央公民館1ヶ所、しんとうスポーツアリーナ1ヶ所、村民プール1ヶ所、しんとう総合グラウンド1ヶ所、村民キャンプ場1ヶ所、その他2ヶ所が整備されている。

<社会教育施設>

施 設 名	住 所
萱場集会所	新井3341-11
下ノ前集会所	広馬場353-6
長岡集会所	長岡457-4
宮室集会所	広馬場597-1
上野集会所	広馬場2978-3
笹熊集会所	新井2852
南部コミュニティセンター	広馬場1088
中央公民館(中央コミュニティセンター)	山子田797
村民プール	新井685
しんとう総合グラウンド	山子田2037
しんとうスポーツアリーナ	山子田2020-1
創造の森(キャンプ場)	上野原2
耳飾り館	山子田1912

資料：各課調べ(平成15年)

⑥防災施設

A. 防火水利

消防水利としては、消火栓163ヶ所、防火水槽149ヶ所が設置されている。

<水利設置状況>

区域 種別	山子田	長 岡	新 井	広馬場	合 計
防 火 水 槽	29	28	45	47	149
消 火 栓	29	21	72	41	163

資料：総務課調べ(平成15年度)

注：防火水槽は貯水量20立方メートル以上のものを集計

B. 緊急指定避難所

緊急避難所として42ヶ所（各区コミュニティセンターを含む）が指定されている。

C. 防災行政無線

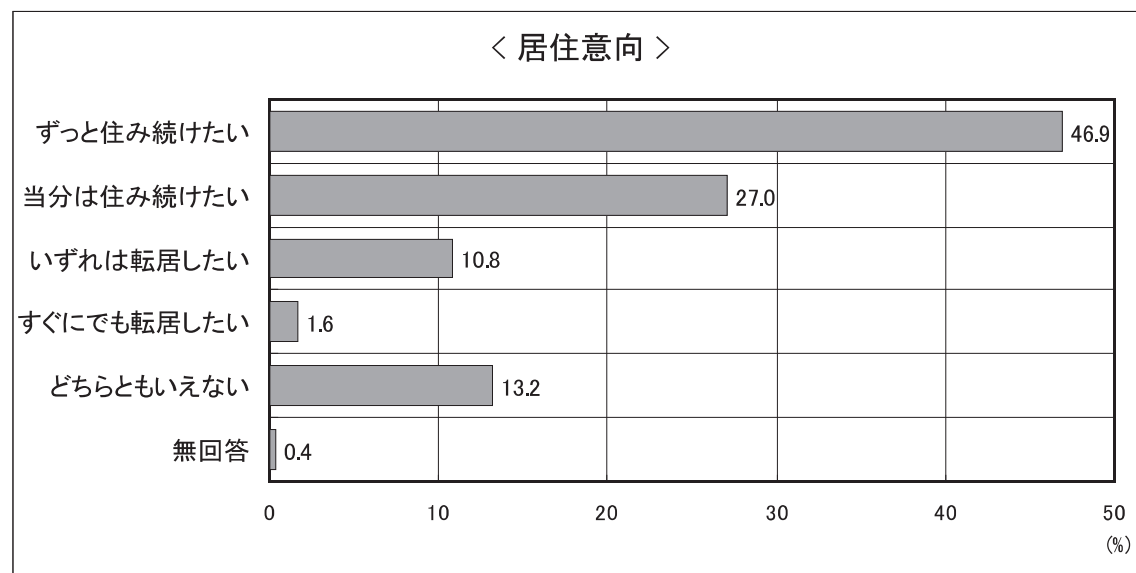
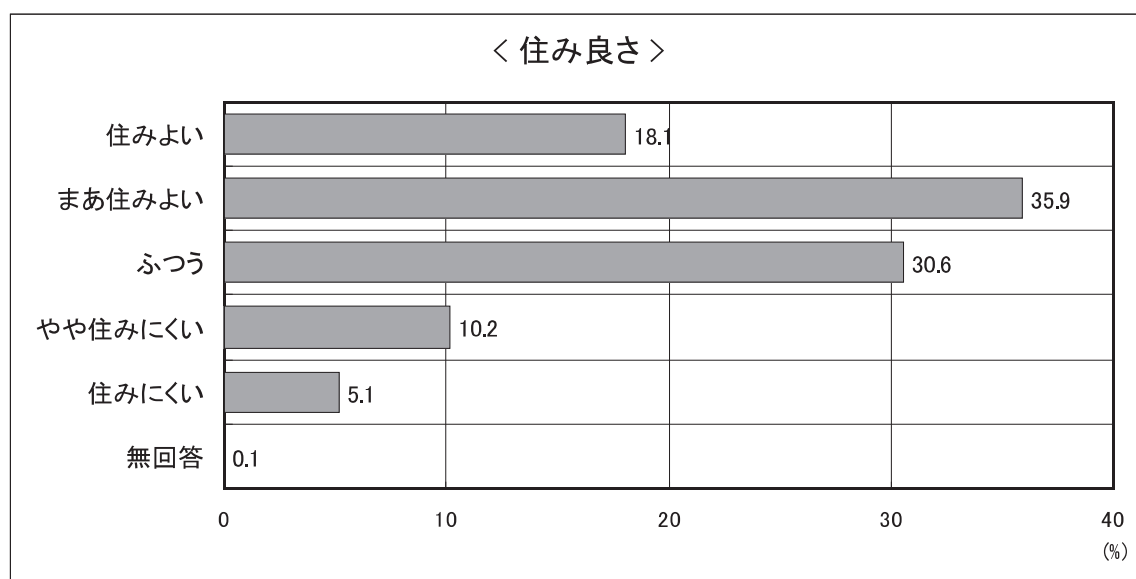
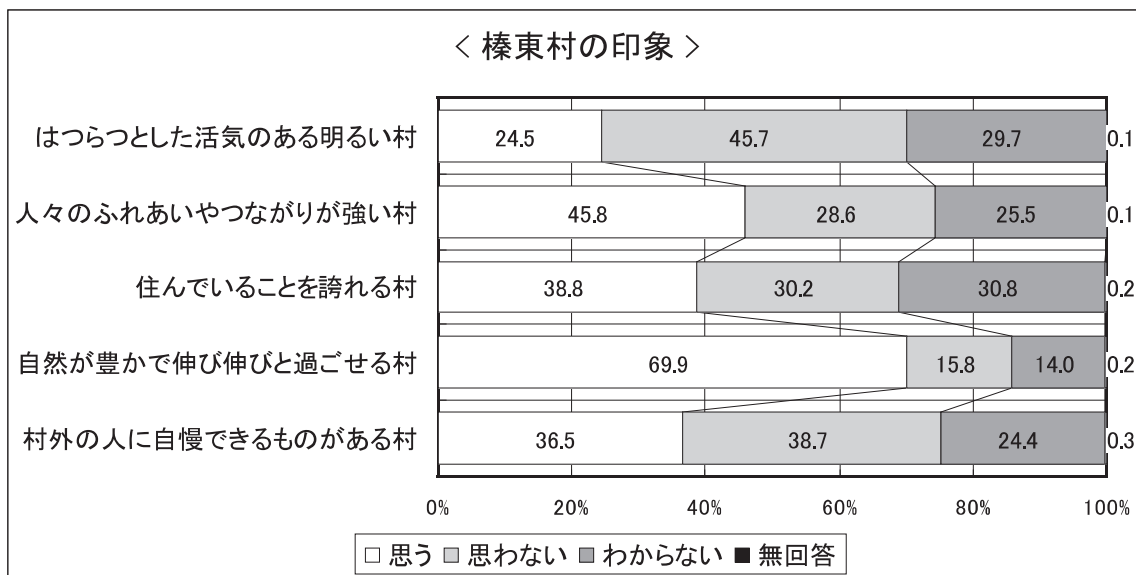
防災行政無線として、固定系子局として榛東村役場に親局：1、緊急指定避難所に子局：12が設置されている。

また、防災行政無線の加入状況としては2,921世帯(平成14年4月1日現在)が設置しており、加入率は70.6%となっている。

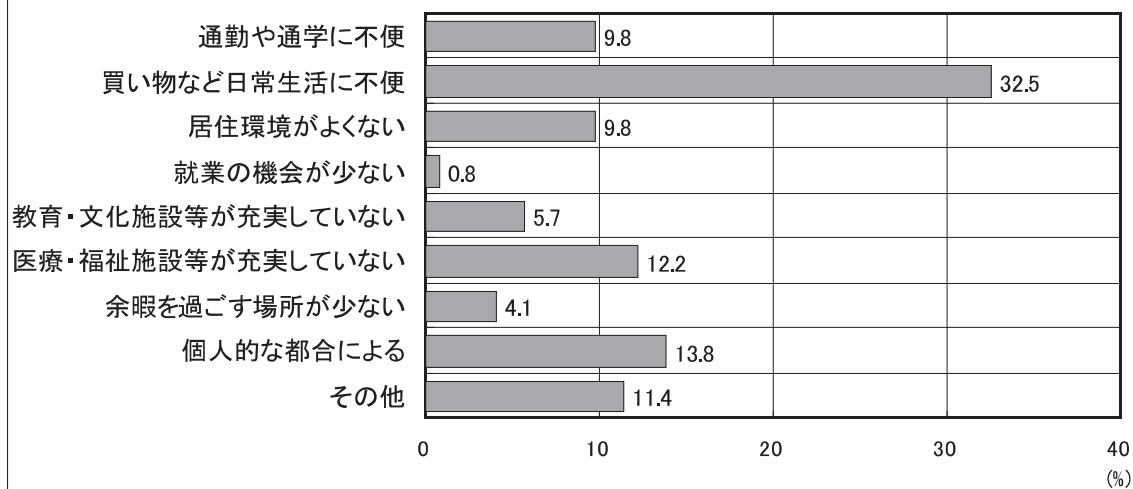
＜緊急指定避難所一覧＞

施 設 名	住 所	収容地域
北小学校	山子田1261	6 区
北幼稚園	山子田1322-1	6 区
榛東中央保育園	山子田2531-19	6 区
南小学校	広馬場1142	14区
南幼稚園	広馬場1143-1	14区
榛東中学校	新井598-1	8 区
長岡集会所	長岡457-4	2 区
笹熊集会所	新井2852	11区
宮室集会所	広馬場597-1	15区
上野集会所	広馬場2978-3	18区
児童館	長岡1404	3 区
中央公民館	山子田797	6 区
しんとう総合グラウンド	山子田2037	7 区
しんとうスポーツアリーナ	山子田2020-1	7 区
楽集センター	山子田2035-1	7 区
南部コミュニティセンター	広馬場1088	14区
北部保育園	長岡1109	3 区
南部保育園	広馬場1331	17区
ふるさと公園	山子田1920-1	4 区
耳飾り館	山子田1912	4 区
しんとう温泉ふれあい館	新井507-3	8 区
各区コミュニティセンター		

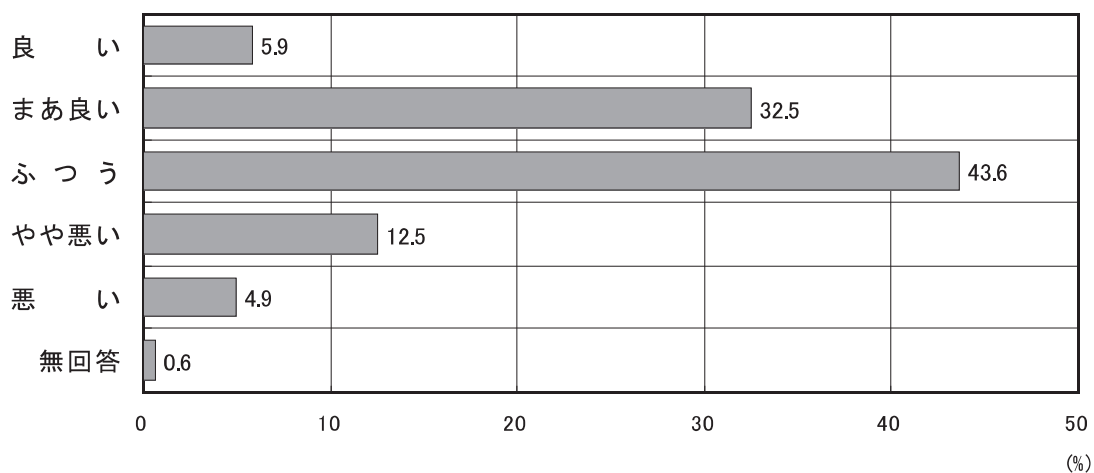
資料8.住民意識調査結果



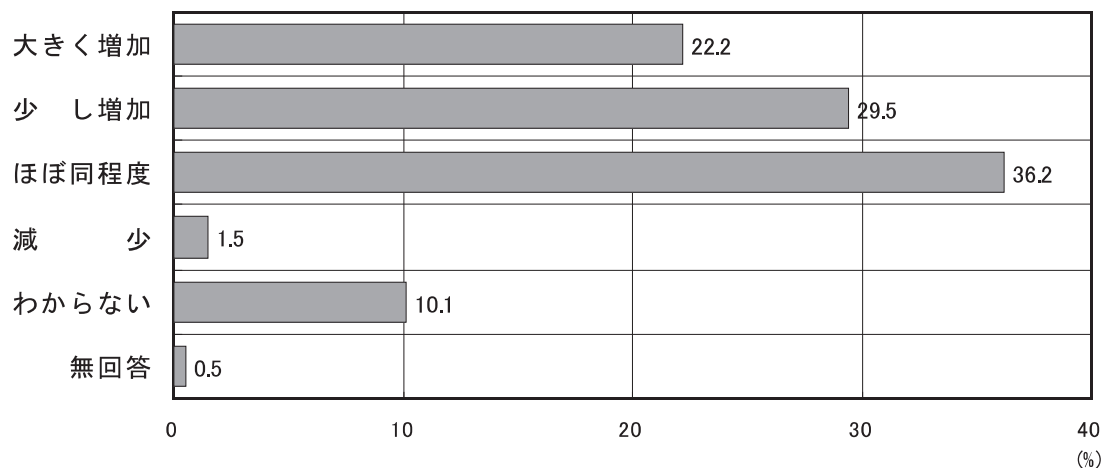
＜ 転居したい理由 ＞



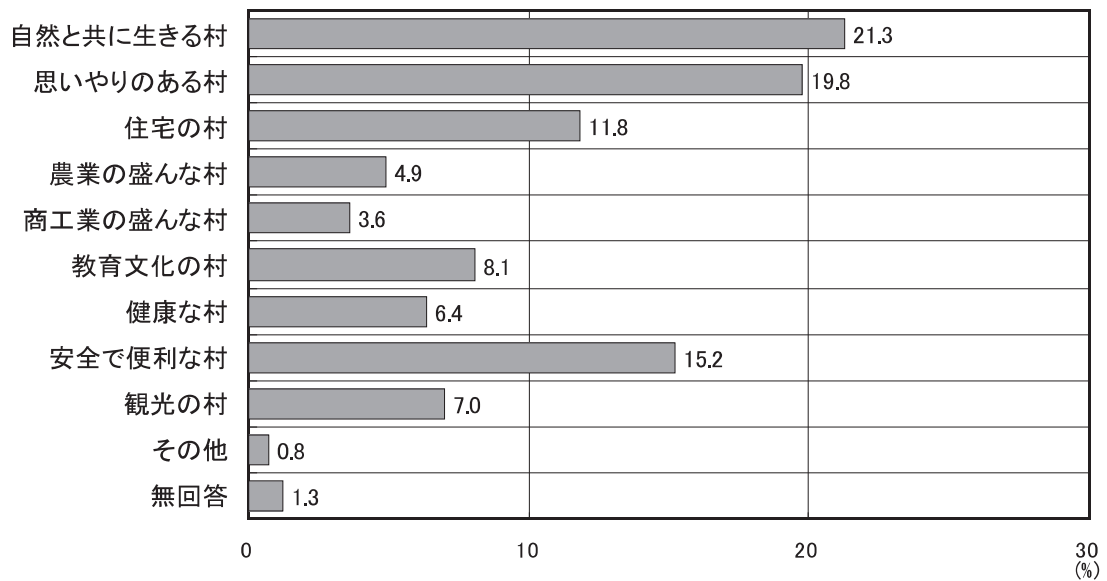
＜ 身近な地域の生活環境全体 ＞



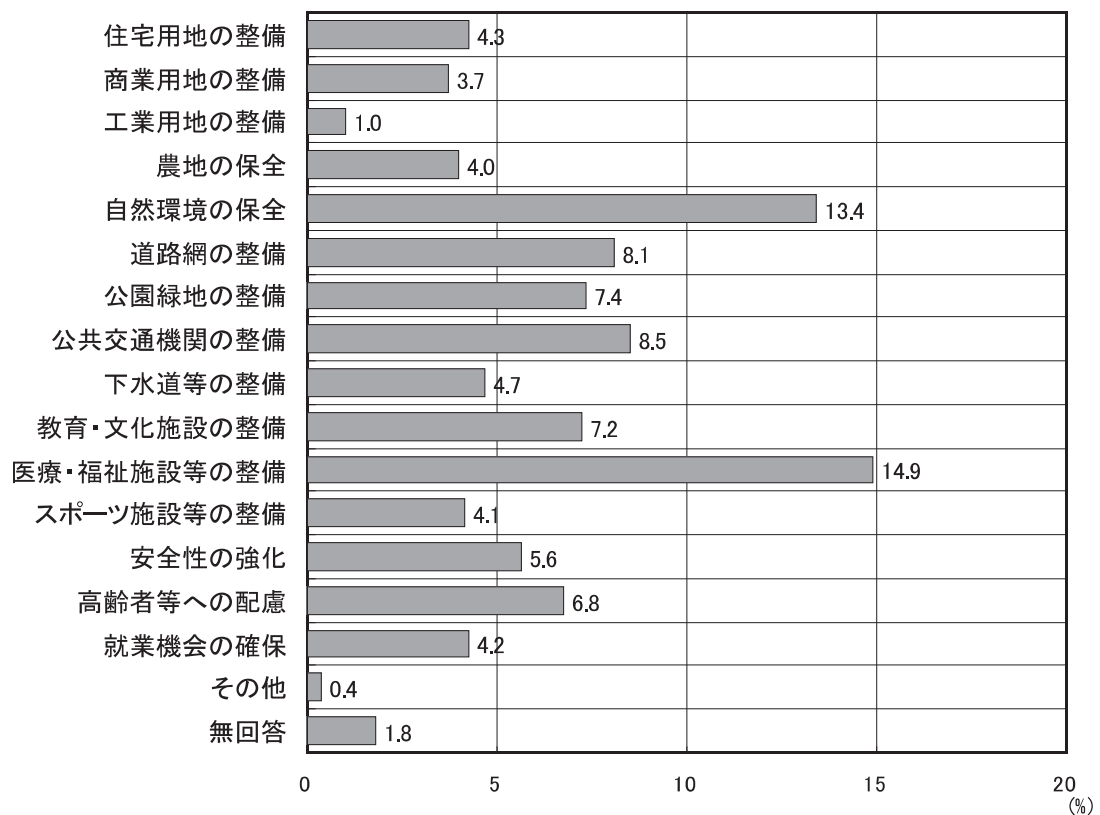
＜ 榛東村の将来人口 ＞



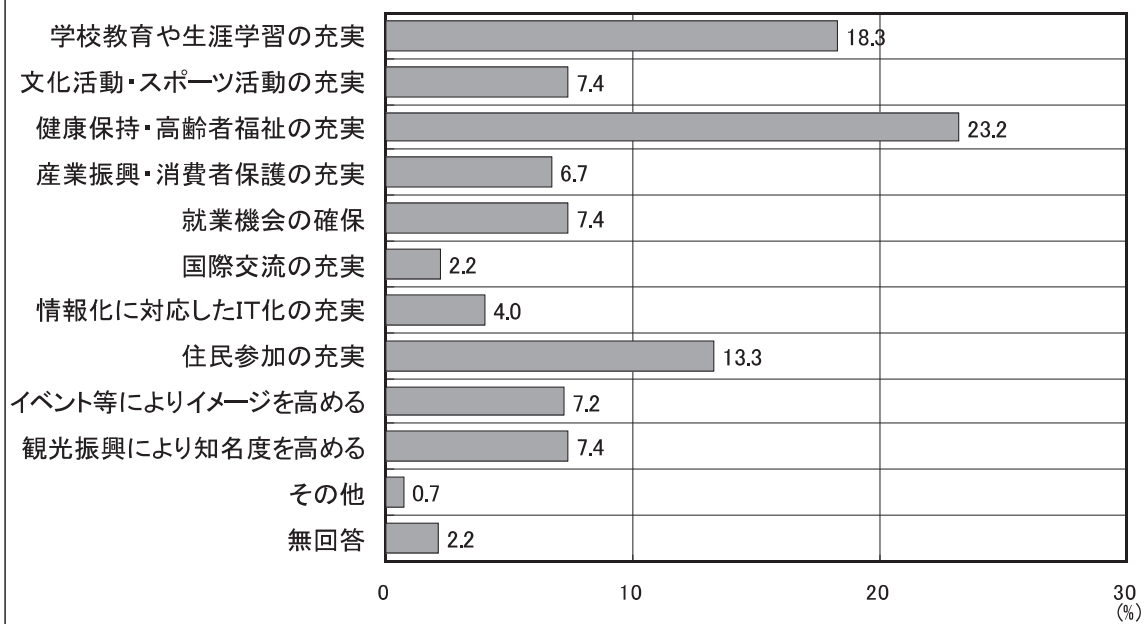
＜ 榛東村の将来像 ＞



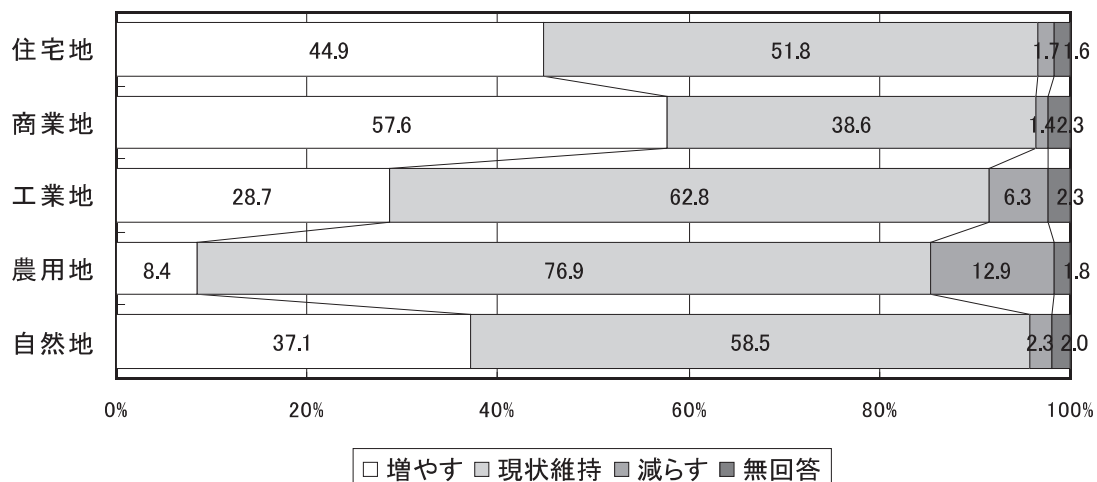
＜ むらづくりの重点施策：ハード面 ＞



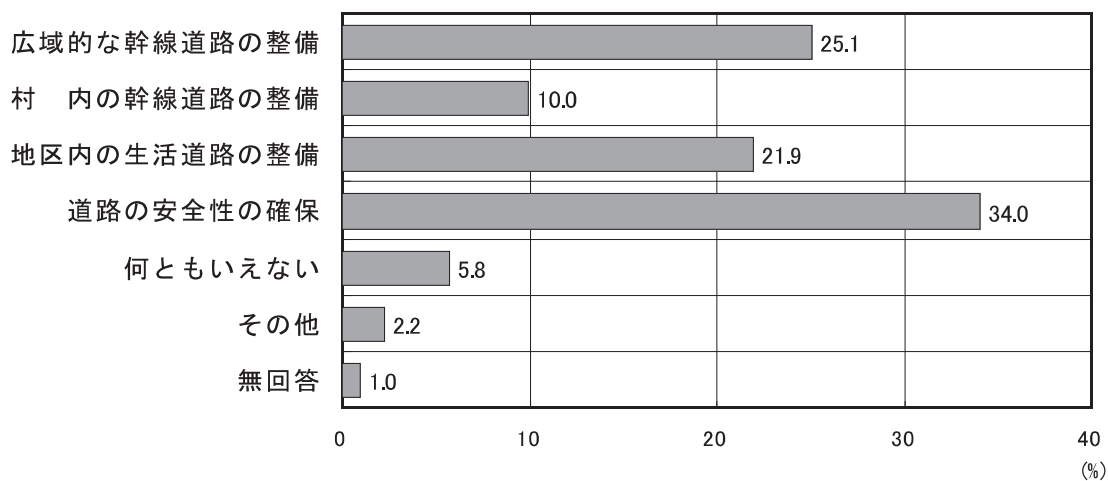
＜むらづくりの重点施策：ソフト面＞



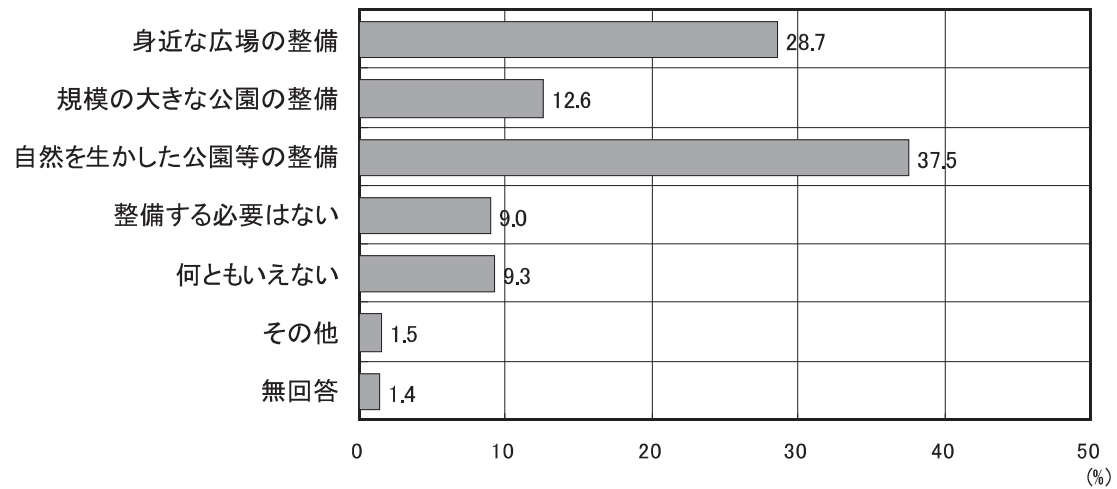
＜今後の土地利用＞



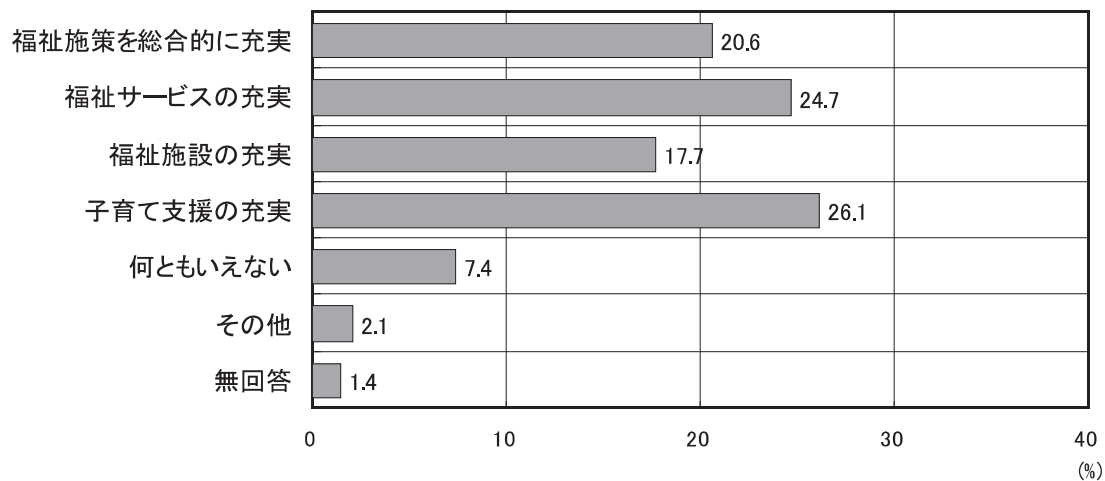
＜今後の道路整備＞



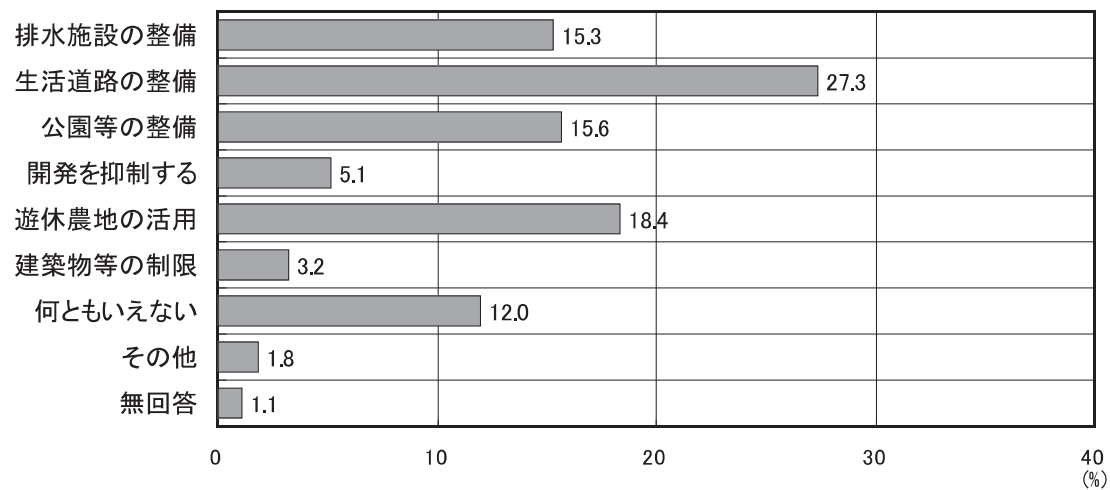
＜ 今後の公園緑地整備 ＞



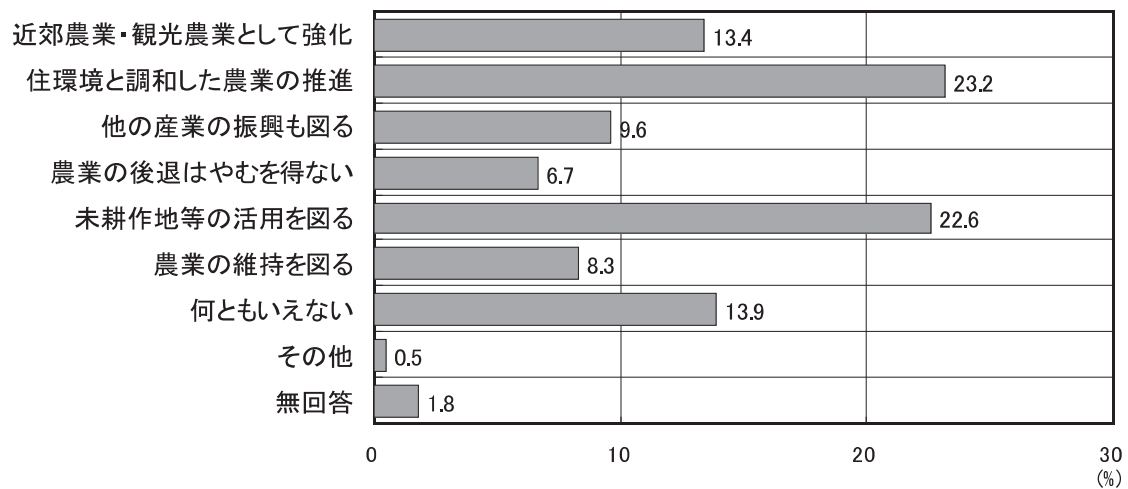
＜ 少子高齢化の対処方法 ＞



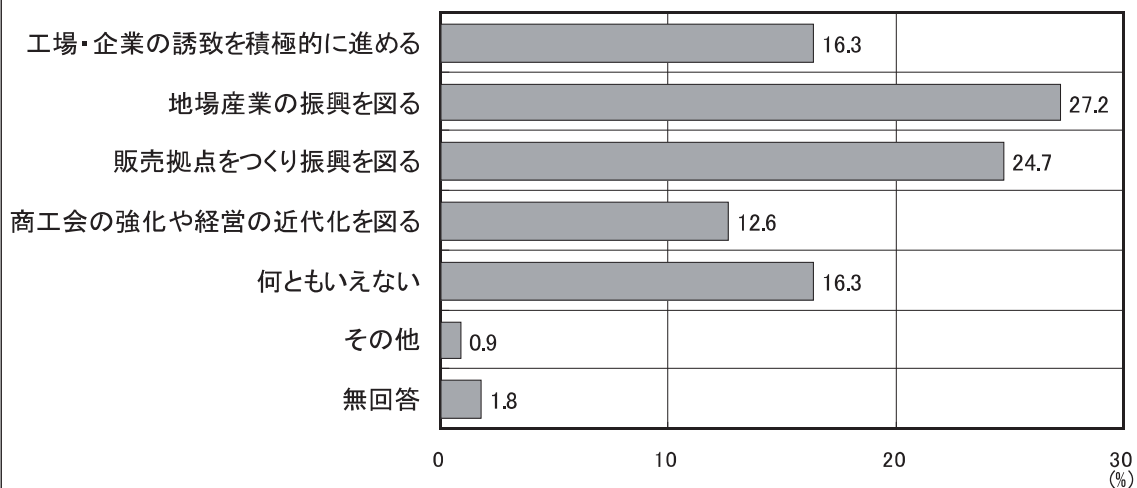
＜ 地区整備の重点分野 ＞



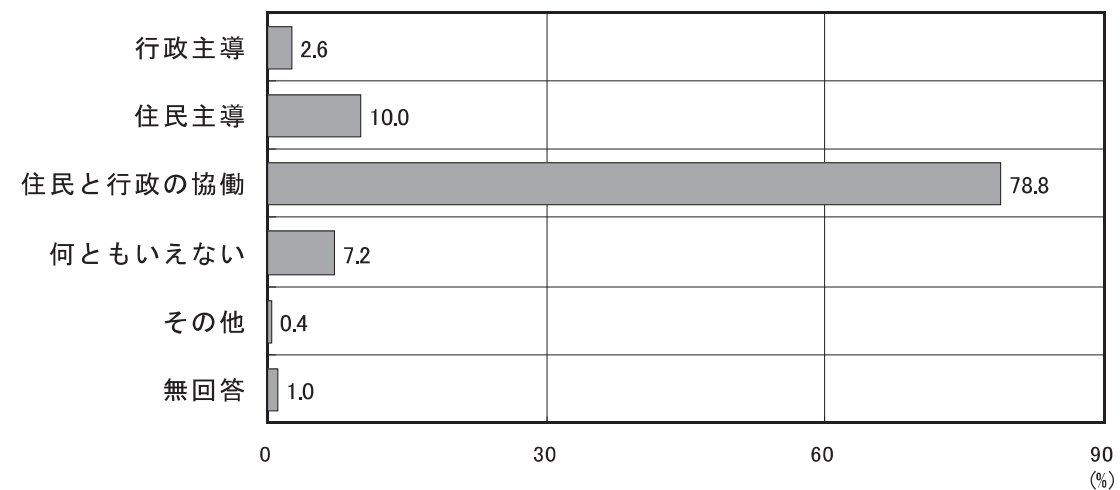
＜ 今後の農業のあり方 ＞



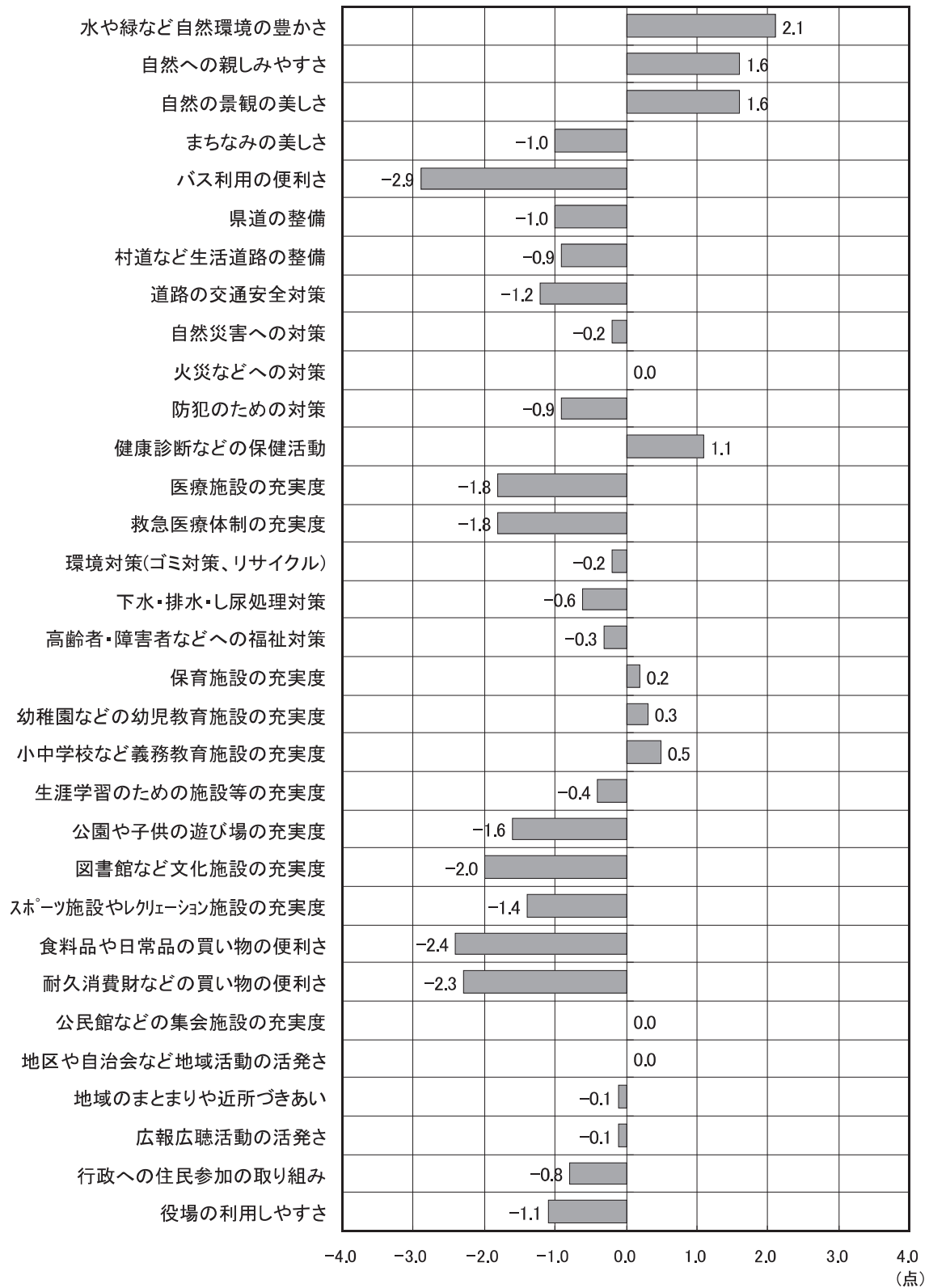
＜ 今後の商工業のあり方 ＞



＜ むらづくりの方向 ＞



＜ 榛東村全体の評価 ＞



榛東村都市計画マスタープラン

平成18年3月発行

■発行 榛 東 村

■編集 建 設 課

群馬県北群馬郡榛東村山子田1258-1

TEL 0279(54)2211

